

「憲政常道」と「政界縦断」
—大正期二大政党の政治戦略—

小山 俊 樹

はじめに

日露戦争の終結後、政界は藩閥官僚勢力を代表していた桂太郎と、伊藤博文死後の立憲政友会を率いる西園寺公望との間で政権授受が行われる、いわゆる「桂園体制」へと移行した。桂園体制は、山県有朋ら元老からの自立を強めつつあった桂と、政権担当が可能な唯一の政党と見なされていた政友会との間における緊張関係のもとに成り立っており、その交渉は桂と原敬によつて担われた。両者の提携は「情意投合」と呼び做わされたが、他方で政友会以外の政党勢力は政権から除外されていた。ところが、陸軍二個師団増設問題を発端として第二次西園寺内閣が倒壊し、続いて成立した第三次桂内閣も「閥族打破」「憲政擁護」を掲げる民衆示威運動によつて辞職を余儀なくされる（大正政変）。これによつて、安定的政治体制であつた「情意投合」は破綻し、政界は大き

く動揺する。

この後、政友会と薩派の提携に支えられながらシーメンス事件によって倒れた第一次山本権兵衛内閣を経て、桂太郎が打ち立てた新党（立憲同志会、桂は発足前に死去）などを支持基盤とする第二次大隈重信内閣が成立する。ここに政友会に対抗する政党勢力が結集し、非政友会の政党による政権が誕生した。そして大隈内閣更迭を機に、与党（立憲同志会・中正会・交友倶楽部）は合同して憲政会を発足させ、政権交代の可能性を有する第二政党を形成した。そのことは、大正初期に唱えられた政権交代を前提とする第二政党論が、憲政会によって、「憲政常道」論として喚起される契機をもたらしたのである。以降の政治史において、憲政会は政友会に次ぐ第二政党としての役割を果たし、第二次護憲運動を経て政権政党への成長を遂げていく。大正期における政党の発展は、政党政治の確立という成果を生み、「憲政常道」を旗印とする昭和期の第二政党時代を準備したのであった。

それでは、大正期の政党はどのように発展し、いかにして第二政党制へ至る道筋を歩んでいったのか。この点については、政党の発展に生涯を捧げた指導者、原敬の存在を看過することはできない。原の政治構想については、すでに三谷太一郎氏、升味準之輔氏、テツオ・ナジタ氏、川田稔氏、山本四郎氏、玉井清氏らの優れた研究がある^(一)。そのなかで、たとえばテツオ・ナジタ氏は「日本における政党の成長は、政党人がイデオロギー的志向から政略的志向へ―あるいは民党合同構想に立った非妥協的な反政府的態度から統治機構内での現実的な妥協へと、重大な転換を行なった結果にほかならない」と述べ、「政友会が原敬の下でこの路線を追求して成功したことは、日本の政党政治を多党制から第二政党制に向かわせるうえで決定的であった」と評価した^(二)。すなわち、原の卓越した指導力が、反政友会勢力の挑戦を退け、結果的に第二政党の分立をもたらしたとする解釈である。

このように、原の政治構想を、後に成立する二大政党制に連なるものとして位置づける研究の潮流は、現在にも受け継がれている^(三)。

だが、たとえば三谷太一郎氏は、原の政治構想を「二大政党制を予想」したものと捉えながら、「後継内閣として加藤憲政会内閣を拒けた」ことを挙げて、「原は反対党を原、理的には承認しながら、事実上これを承認しなかった（傍点原著）」と述べている^(四)。よく知られているように、原は自身の内閣の後継構想について「山縣系より求むるとせば清浦奎吾」と言及し、加藤高明への政権交代については、外交政策と黨員統率の難点を述べて否定していた^(五)。また原が政党勢力の団結による官僚勢力の駆逐よりも、元老・貴族院・陸海軍・司法官などの各政治勢力と政友会の提携を重視していたことも、従来の研究で明らかとなっている^(六)。こうした官僚勢力との提携を通じて、原政友会は政権を掌握することができたが、原にとつて、政権の獲得は究極の目標ではなかった。原は政権の維持を通じて、明治憲法体制下において分立した各諸政治勢力に影響力を及ぼし、最終的には政界の主導権を政党が掌握するという、政友会による「政界縦断」構想を有していた^(七)。それでは、果たして原政友会の国内政治における長期的展望は、二大政党による政権交代制度の実現につながるものであったのだろうか^(八)。この疑問を検討するためには、原敬の政党政治実現に向けた構想と、二大政党制に向けた構想、すなわち「政界縦断」と「憲政常道」という二つの政治構想が、どのような関係にあったのかを改めて明らかにする必要があるだろう。

他方で、原敬暗殺（一九二一年一月）以降、政友会は有力な指導者を失って混乱し、政界では新たな政治構想が必要とされた。そうしたなか、憲政会が唱える「憲政常道」論が、有力な構想として浮上する。それでは、

大正期の「憲政常道」はどのような意味において唱えられ、それが各々の政治勢力や言論界からどのように受け取られたのか。そして「憲政常道」論が支配的な政治言説へと変化していく理由とは、何であったのであろうか。またその試みは、原敬が目指した「政界縦断」構想と、どのような関係にあるのであろうか。この時期の政治史研究としては、石上良平氏の先駆的研究をはじめ、伊藤之雄氏、村井良太氏らの優れた成果が生み出されてきた^(九)。また、季武嘉也氏は同時期における第三党構想の存在を取り上げ、「挙国一致」をキーワードに分析し^(一〇)、清水唯一朗氏は、二大政党制に至る過程における「官僚の政党化」について、各政党の統治モデルを示しながら論じている^(一一)。そこで本稿では、これら先行研究の示した成果に留意しながら、大正期における政友会・憲政会の二大政党による政治構想と、その変容を明らかにすることを目的とする。すなわち、一九一六（大正五）年の憲政会誕生から、一九二四（大正十三）年の第二次護憲運動に至るまでの、憲政会および政友会の二大政党の動向を中心に、その政権獲得に向けた戦略と二大政党論との関わりに重点を置きながら考察する。

第一節 憲政会の誕生と「憲政常道」論の形成

一九一六（大正五）年一〇月、約一年半もの長期政権であった第二次大隈重信内閣が辞職すると、元老山県有朋は大隈首相が辞表を奉呈したその日のうちに、山県系軍人の筆頭とされる寺内正毅を次期首相として早々と奏薦した。これに対抗する形で、大隈内閣の与党であった立憲同志会、中正会、交友倶楽部の三党は、寺内内閣が成立した直後の一〇月一〇日に合同し、憲政会（総裁加藤高明）を結成する。大正後半期に憲政会がしばしば唱

えた「憲政常道」論を扱う上で、この寺内内閣の成立と憲政会の結党は第一の画期であつた(二)。

さかのぼつて同年三月、第三七議會の終了後に大隈首相は辞意を表明し、自身の後継内閣首班として立憲同志会の加藤高明を推挙した。大隈内閣において、加藤は発足時から外相を務め、大浦事件に際して内閣を離脱した後も、同志会内部で自らの地盤を固めながら、依然として大隈首相の信認を得ていたのである。しかし、大隈による加藤の推挙は、元老山県の容れるところとはならなかつた。四月、寺内を推す山県は、大隈に対して以下のような書翰を送っている。

……国家既に立憲の政を布き、議院をして国政の贊画に當らしむる以上、議院の趨勢、政党の向背に対し、深く意を用いざるべからざるは、固より論なき所にして、苟くも大政の局面に當る候補者を立つるに際し、此に考慮せざるべからざるは、亦実に異論なき所なり。然れども今や世界の大變に際し、その終局の結果、未だ容易に測るべからず、而して我國の興廢隆替、亦從つて茲に係る。殊に支那の動乱は遂に何れの極に至るを知るべからず。東亞の安危は、思ふにまさに此の二大世界の進展によりて定まるべき時にあたり、此の大革運に処して、能く機に臨み、變に應じて、我國運を開展し、東亞之治安を保持せんと欲せば、先づ須く内其統一と治平とを保ち上下相共同して其力らを一にし以て外に當らざるべからず。然るに、此の時に當て仮令ひ一院の多数を占め決議を左右する実力ありとて、特に一党之首領を挙げて政局之首班を任せんとの近時政界之趨勢に鑑みて、豈能く国内之一致共同を望むを得んや。若し内にして紛議絶えず、拳国一致之実力を欠かば、此多難他事之時に當て、焉ぞ能く国運を開展し東亞之治安を保持するを得んや。是余が内閣後継者之撰択は一に此目的に副ふべき人物を挙るを必要となし、遺憾なから提議に同意する能

はさる所以也……(二三)。

山県は書翰の中で、立憲政治である以上、政党を軽視するわけにはいかなないとしながらも、大隈が提案する加藤高明の首相就任を拒絶する理由として「世界の大変」を挙げている。すなわち、第一次世界大戦を経た世界は未曾有の変革期に入っており、その際に「国運を開展し東亜の治安を保持する」ためには、国内が「挙国一致」して局に当らなければならぬ。だが、常に反対党を持つ「一党の首領」が首相となり、政府を動かすに至っては、「挙国一致」は不可能であるというのである。

山県の政党忌避はよく知られているが、彼をはじめとする元老・藩閥官僚は、国内における政治闘争を有害なものとして考え、「政党内閣」の誕生によって、党争がますます激しくなることを忌避していた^(二四)。さらに政党への懸念と併せて、外相時代に国事を元老に諮らなかつた加藤高明の独断専行に対する不信感が、山県が加藤後継を拒否する理由であつた。山県は藩閥勢力と政府との連携を強めることのできる人物を希望し、山県と関係の深い寺内および山県系官僚の平田東助を推挙した^(二五)。また山県からの推挙を受けて、大隈から加藤との連立内閣を打診された寺内も、同様の論拠を挙げて加藤との連立を拒否している^(二六)。この「挙国一致」論は「政党内閣」を拒否する根拠として、しばしば援用されていたものであつた。

これに対して大隈首相は、加藤を後継首相に推すべく様々な手を尽くした。同年七月、寺内と加藤による連立内閣案が、寺内の反対と同志会の反発によって実現不可能なことが分かると、大隈は政権居座りの意思を固め、辞職を引き伸ばす間に与党三党の合同を促進して藩閥官僚に圧力をかけるとともに、政党内閣論を大々的に唱えて輿論の支持を得る「戦略」に出た。しかし山県は大隈に対する不信感を強めていき、加藤内閣案には固く拒否

を重ね続けたのである。こうして両者の交渉は膠著し、対立は深まるばかりであった。

そこで大隈首相と同志会は、ついに元老との交渉を無視して、大正天皇の裁可を直接仰ぐという乾坤一擲の策に出る。山県から辞職の勧告を受けた大隈は、一〇月四日宮中へ参内し、次のような辞表を提出した。

…臣老軀羸弱（「らじやく」）誠二職二堪ヘス、永ク要路二当リ賢者ノ途ヲ塞クヘカラス。伏シテ思フ二子爵加藤高明ハ練達堪能ノ士ニシテ又久ク世ノ重望ヲ負フ、伏シテ冀クハ陛下愛憐ヲ垂レサセラレ、臣力後継トシテ高明ヲ拔擢セラレムコトヲ…

かつて明治末期において、現役の宰相から退いた元老が勢力を弱め、桂太郎と西園寺公望の間で政權交代が行われたとき、後継首相は現役の首相によって推薦された。しかし、それはあくまで山県を始めとする元老の内諾（あるいは黙認）を得た上でのものであった。元老の意向を無視したままで、首相が辞表の文面で直接天皇に後継首相を推薦したことは、日本憲政史上前代未聞の措置であった。

この策謀を演出したのは、「知恵伊豆」と渾名された大隈内閣書記官長・江木翼であった。九月二八日、江木は大隈に宛てて次のような書簡を発している。

…或は結局折合は六ケしきことかと存候得共、兎に角五分五分の所迄行き着きたる詛合かと存候。而して結局聖断を仰がるる場合に立ち到らは元老への御下問とも可相成、左すれば仮し元老寺内説に傾くも、閣下の御立場は立憲的として予ての御理想に合するに至るへきかと…。(一七)

江木は、加藤後継を強く主張することを勧めつつも、その実現は困難である情勢を説いた上で、たとえ元老への「御下問」によって寺内が推挙される結果になっても、天皇への聖断を仰ぐことを勧めている。すなわちその

行為によつて、大隈が辞職に際して「立憲的」な態度をとつたと評されるから、と江木は言う。それはなぜか。江木は大隈の辞表の意義について、次のように語っている。

今回大隈首相は憲政の大道に従つて、堂々其の出処進退を明かにせんと努め、辞意言上に際しては、辞職理由を文書に認めて捧呈し、其後継に加藤子を推薦したり。抑も英国の憲政史に見るも後継に反対党の首領を推したる例なきにはあらざるも、這は偶々前任者の主義主張が全く行き詰まれる結果、辞職の場合に於て行はるゝことにして、他の原因に依りて内閣の辞職せる場合には必ずしも反対党の首領を推さざりし例亦尠からず：斯の如く首相の加藤子推薦は実に憲政の常道〔傍点筆者〕に適へるものなる以上、之を拒否するには充分の理由なかるべからず、然も輔弼の責任を負へるものが推薦せるものに対し、憲法上何等の責任を負はざる一種の機関が之を無視するが如き行為は、憲政の大道に悖る由々しき大事なり：（二八）

江木の主張は、まず後継首班の選定に際して「憲法上」の規定がない元老が関与することは、「憲政の大道」に反するとする点にあった。天皇の施政を輔弼するものは首相であると憲法に規定されている以上、首相が後継首相を奏薦することは、憲法上合理性がある、すなわちこれが「憲政の常道」である、というのである。

ここで次期首相を辞職する首相が奏薦するという方式のモデルとされているのが、「英国の憲政史」である。そして江木はイギリスの例を持ち出しながら、反対党の党首を推挙するイギリスの慣例については「前任者の主義主張が全く行き詰まれる」場合に限定し、大隈の辞職が政策の破綻ではなく体調不良が理由であることから、与党的存在であつた同志会の加藤を推すのは「憲政の常道」に適合した措置であると論じた。すなわち、大隈後継を狙つていた時点における憲政会の「憲政常道」論は、「政党内閣」の主張を基礎としながらも、内閣の更迭

に關しては後に主流となる二大政党の交代、すなわち甲党政権のあとに乙党政権を建てるといふ「兩党迭立」^(二九)方式ではなく、退任する首相の後継者推薦を元老會議の決定に優先させるべき、という論法を用いていたのである。

この辞表の文面を知った山県は大いに驚き、ただちに即日元老會議を開催して、寺内を推挙した。しかし衆議院に提携する政党がなければ、内閣は予算を通すことができない。そこで山県は平田東助を使って、寺内と同志会の提携の可能性を探ったが、寺内がこれに反対したため、寺内内閣は純然たる官僚系閣僚によつて構成される「超然内閣」として成立することになった（このとき山県は知らなかつたが、のちに辞表の一件が江木の策謀と知つた山県は「奸物と云ふ者を始めて見たり」と語つたといふ^(三〇)）。

これに対して、元与党三派の合同によつて成立した多数党・憲政会の總裁に就いた加藤高明は、即座に寺内内閣への批判を開始した。伊藤正徳の筆による『加藤高明』によれば、寺内内閣の成立を受けて行われた下記の演説こそが、「憲政常道」といふ文言の始まりとしている。

…憲政上、内閣組織者は政党首領たらざるべからずと云ふ規定は無いけれども、憲政の本義に照らして、政党首領が内閣を組織するは当然である。然も『政党首領なるが故に内閣の組織者たる能はず特に此際に於てをや』と云ふが如きは、識者の到底理解し難い思想である。何となれば、今日挙国一致の時に当りても、政治は各人各自の意見の異同を論及して互ひに研鑽して為すものなる以上、一部の反対者なくして実を挙げると云ふ事は、根底から誤つて居るからである。…仮りに百歩を譲つて挙国一致の内閣を今日の絶対必要條件として、然らば寺内々閣は如何。…単に官僚系の代表、寡頭政治の代表たるに過ぎない。…我党は

今日の場合、法律の許す範囲に於て、速かに憲政の運用を其常道に帰せしむるやう、〔傍点筆者〕奮闘努力せねばならぬ……(二)

加藤は寺内が唱える「挙国一致」内閣を、「単に官僚系の代表、寡頭政治の代表」であると批判し、政党内閣を絶対とする法的根拠は存在しないが、「憲政」の運用を考えれば政党首領が内閣を組織するべきであり、それが「常道」だと論じた。この演説の趣意からもわかるように、新たに誕生した憲政会は、寺内内閣の唱える「挙国一致」の論理に対抗するために、「政党内閣」の主張を「憲政常道」というスローガンとして、自党政権の根拠として「戦略」的に採用したのである。こうして憲政会は、寺内内閣との対決姿勢を明確にし、全国を遊説して「超然内閣」を批判し、自党の唱える「憲政常道」論への世論の支持を訴えかけていくこととなったのである。さて寺内内閣は、その成立当初から「超然内閣」として政党と無関係に出発し、「非立憲（ビリケン）」内閣と揶揄された。この年の一月に『大阪朝日新聞』紙上で「立憲非立憲」を連載していた佐々木惣一京大教授は、政変に際して次のように述べていた。

…今日現に國民多數の意思なりと認む可きものを顧みなかつたと云ふ事は、元老會議が衆議院に於て多數の代表者を有する政黨に基礎を置かずして内閣の成立を計つたと云ふ事實に徴して明である^(三)。

佐々木は國民の代弁者たる政党を尊重し、政権に参画させることが必要という主張によつて、寺内「非立憲」内閣の成立を批判したのである。さらに『大阪朝日新聞』は社説でも「総辭職と後継者」と題した文章を掲げ、「辭職すべき首相は少数党に落ちたる場合には反対党より、然らざる場合には自党より後継者を推薦し、斯く推薦せられしものが必ず次の責任者たる慣例の確定せられん事」という、憲政会の「憲政常道」論に沿つた政党政

治のルールの確立を主張していたのである^(二三)。しかし、憲政会の唱える「憲政常道」論が全てのメディアに支持されていたわけではない。たとえば、寺内に近い徳富蘇峰の『國民新聞』は、次のように述べている。

…衆議院大政黨の首領をして内閣を組織せしめざるべからずといふことは、果たして何の據（よりどころ）ありや。昨今此種の説を爲すものは、皆大隈内閣の隸徒なり。然れども一昨年大隈侯の、元老の推薦に依りて内閣を組織するの時に当りて、侯自身は何れの政黨にも屬せざるのみならず、衆議院の大多數を占むるものは、反對黨たる政友會なりしことを忘れたりや^(二四)。

『國民新聞』は、憲政会の唱える「憲政常道」論そのものが、第二次大隈内閣の成立をも否定する「自家撞著」であることを突いていた。元老會議が非立憲ならば會議によつて誕生した大隈内閣も非立憲であり、政黨と關係ない寺内が組織したことも、組閣時の大隈が黨籍を有していなかつたこととどのような違いがあるのか、という矛盾点である。また『時事新報』も、大隈が加藤との連立内閣を組織する条件で寺内を推薦しようとしていたことを述べて「首相の所謂立憲の大義より見るときは辻褃の合はざる」こととし、「一種の方便に出でたるもの」と論じた^(二五)。そして吉野作造も「議會に於ける多數黨の領袖を以て政府を組織す可しと言ふ事が君主大権の拘束なりと言はゞ、何故に元老會議の推薦が大権の拘束とならないか」と元老による奏薦を難じつつ、憲政会の主張する「憲政常道」論に対しても「是れ當事大隈侯一派の盛んに唱道せし處」であり「其時の都合次第にて立論せらるゝもの」として、批判の眼を向けていた^(二六)。大隈と憲政会の採つた「戰略」としての辞表奉呈と「憲政常道」論による寺内内閣攻撃は、賛否はあつたものの、基本的には党利党略に基づく行動であつたと見通されていたのである。

第二節 原敬の「政界縦断」構想

大隈首相が政権末期に試みた、退任する首相による次期首相の推挙という政権交代の方法論は、西園寺の後継として立憲政友会の総裁となった原敬にも意識されていた事態であった。そもそも明治末期に成立した桂園体制下において、桂と西園寺は、それぞれを互いに後継者として推挙し合っていた。その資格は退任する首相による推薦であり、元老の同意を得てはいたが、後継者選定の元老会議は必ずしも開催されていなかったのである^(二七)。

だが次第に低下してはいたはずの元老の影響力は、西園寺の違勅や桂の死などによって、相対的に浮上した。一九一四年三月に第一次山本内閣が総辞職すると、元老会議は再び開催されることになり、山県をはじめとする元老は大隈内閣・寺内内閣の成立を主導した。

こうした状況下で、政友会総裁となった原敬は、政権奪還を目指して、元老の信頼を得るための行動を起こした。大隈内閣の成立によって政友会が野党に転落すると、まず原は衆院での多数を維持するために、元老に対して解散の回避を働きかけた。すなわち、後藤新平・高橋是清らを介して元老との疎通を試み、原自身もまた松方・山県ら元老と直接接触した。年来の恩人である井上馨との確執は、その死去まで遂に解けなかったようだが、原はこの井上との疎通も試みている。しかし山県が大隈に託した政友会「征伐」の意思は固く、第二次大隈内閣の手による解散総選挙によって、一九〇〇年の結党以来常に第一党の座を保持していた政友会は打ち破られ、初めて第二党の座に落とされた。

総選挙から五ヶ月ほど後、原は山県との間に「政権交代」に関する興味深い談話を交わしている。

…兼て糺さんと欲したる一事即ち元老歿後政権の移り換は如何にするや、陛下直接内閣組織者を選択せらるゝ事も我国にては他国の様には参らず、陛下は御経験も浅き事に付如何相成るにや其辺の考を聞きまし、即ち元老歿後は誰が陛下の御相談相手となりて政権の移動を処理せらるゝ御考なるや、と質問したるに、山縣は殆んど何等の成案も腹案もなき様子にて、西園寺なども出でざるべからずなど云ふに付、西園寺出づるも到底諸公の如き威望あるに非らず、何等かの御考慮なくては叶はぬ事なり、と切込みたるに、山縣は明確なる返答なし。余試に、政事家徳義を守りて其窮地に陥らざる已前に反対党に円満に政権を渡す様の慣習にても生じたらんには一応其辺の便宜を得る事なれども、退く者の推薦を必らず容れらるゝとせば、自党を進めて永く同一党にて政権を専らし、一時は他を押し居るも、其反動の起りたるときは即ち革命の不幸を見る事ならん、是れも考ものなりなど種々の仮定を以て質疑を試みたるに、山縣は、政党の横暴を止めざるべからず、極端に達せば融和の道もあらんなど殆ど確たる意見なし。何分の考もなし居る、と云ひたるも、果して何等の考あるやも疑はし。此等の点は伊藤とは大違の事にて、国家並に皇室の事に関して深き考慮なきものゝ如し。(二八)

原と山県の議論における論点は、元老後の政権運用をどのように行うかという、ある種必然的な課題への対応であった。山県は、次世代の元老後継者として西園寺などを考え、元老を「再生産」する事によつて解決を図る心算であった。それに対して、原は山県の回答に「何等の成案も腹案もなき様子」と厳しい目を向けている。両者の会話で注目すべきは、原が元老亡き後の政権構想として「政党内閣」の常態化に止まらず、政権交代方式と

して「反対党に円満に政権を渡す」という「両党迭立」の原則を口にしていたことである。このとき原は、「種々の仮定」としながらも、政党政治を容認し、政党が互いに「徳義」を守りつつ「反対党に円満に政権を渡す」ことができれば、元老以後の首相選定に一応の「便宜」を得ることができる、と述べている。

だがその一方で、原は退任する首相の推薦が慣例化されれば、「同一党」による長期の政権独占が可能になってしまい、それは革命を誘発するとして、現実の政権交代方式としては「考ものなり」と難色を示すように語っている。このときの原の言葉には、現任の大隈首相が加藤高明らを後継首相に推挙して、政権を「同一党」で独占しようとしたことを想起させ、山県の警戒心を煽りながら、その言葉を引き出す挑発的な意図もあつたように思われる。だが同時に、原は、将来的に「両党迭立」方式の政権交代も有り得るが、それが実現することによる弊害も強いと考えていたと解釈できる。政権交代を与野党間で円満に行うには、「政党内閣」の原則が確認されることの他に、「永く同一党にて政権を専ら」しようとする政党人の心理をも克服する必要があると、原は認識していたのである。その観測は、大隈内閣末期の様相や、あるいは原自身の内閣後継構想を見るに、的確であつたと云わざるを得ない。

さて、元老支持のもとに成立した寺内内閣との関係について、原は「至極面倒なれども聯合せずして援助する方得策なり^(三九)」として、憲政会のように「憲政常道」を唱えて寺内内閣と敵対するでもなく、また積極的に支持するでもなく、あくまで表面上中立的な関係を保つということに腐心した。そして憲政会の提出した不信任案にともなう解散・総選挙において、原の率いる政友会は、絶対多数を占める「憲政会ノ全滅ヲ期ス」との勢いで臨む後藤新平内相ら政府からの間接的な支援を受けた（ただし資金援助は求めなかった）。政友会は一六五議席

を獲得し、再び第一党の座に返り咲いた。一方で、憲政会は「憲政常道」を訴えて超然内閣を批判したものの、大隈人気が去り、前内閣の不評もあいまって一二一議席への転落という敗北を喫したのである。

この選挙にあたって、原は内閣が中立議員を支援しているという情報を得て、これを厳しく警告している。原の観察では、内閣の中立議員支援の動きの背面には、三党鼎立を理想として政党操縦をめざす山県が存在があった。選挙後に山県と会見した原は、政友会への選挙費交付や、田健治郎らの動向が山県の意図を受けたものであることを確認した。その上で、原は「一般に民主主義に傾く内情」を山県に告げて、これへの対策としては小選挙区制を導入するのが良いと説き、山県の賛成を得ている^(三〇)。一連の原の行動からは、官僚派自身が自前の政党を持ち、政友会の価値を低下させることを、最も警戒していたことが窺える。同時に、小選挙区制の導入を山県に納得させるためには、「民主主義」への対策という理由付けを必要とすると原は考えていた。

原はその後も、寺内内閣との距離を保ちながら、政権の禪譲を受ける機会を窺い続けた。そして一九一八（大正九）年七月、大幅な物価上昇とシベリア出兵に伴う軍需の拡大によって、米騒動が発生する。健康を害していた寺内首相は高まる政府批判のなかで、九月二一日に総辞職を行った。原は寺内から政権譲渡の確約を得ながら、政党総裁への政権譲渡に最後まで懸念を示す山県について「百計盡きざせば余を推薦せざること明か」と考え、慎重な態度を崩さなかった。事実、山県は原ではなく西園寺を引き出して首相としようと画策した。そこで原は西園寺に、絶対に迂闊な返答をしないように釘を刺すとともに、万一の時には憲政会と結んで護憲運動を行うポーズをとりながら、注意深く折衝を続けた。そして後継首相に西園寺が推挙されると、筋書通りに西園寺はこれを辞退し、かわりに各元老に向かって原を推挙した。山県は原を自邸に呼んで西園寺を説得させようとしたが、

原はこれを当然のように断った。こうして九月二十九日、「百計盡き」た山県も折れ、原に組閣の本命が下された。

さて組閣直後の十月四日、原は加藤高明を訪問すると、加藤は「山縣などが挙国一致などを唱道するも到底出来得べきに非らず」と述べ、閣僚の殆どを政友会員が占めた「政党内閣」の出現を喜んだ^(三二)。野党である憲政会の原内閣に対する好意的な反応は、従前より同会が唱えてきた「政党内閣」論が実現されたため、と考える事も可能である。だが、別の捉え方もできる。原は内閣を組織する直前に、加藤が「政党相互の政権授受を望み、余が内閣を組織するも賛成にて、只其次に官僚の来る事なきに於ては余〔原〕を援助す^(三三)」と語った話を聞いている。加藤が原内閣を歓迎した理由は、「政党内閣」が出現した事によって「政党相互の政権授受」である「憲政常道」が実現に向かい、その結果として原内閣の後継に憲政会政権が廻って来る可能性を感じたためであった。第一党の地位から陥落した憲政会は、大隈内閣の時に原が実現不可能と考えていた「憲政常道（両党分立）」論を、政友会に期待するという巡り合せになった。そして原もまた、「世間に反対党あるは憲政上必要の事なり」と加藤に述べて^(三四)、表面上は憲政会の期待を繋ぎ止めるような言辞を与えたのである。

だが憲政会の期待とは裏腹に、原は政権奪取の方策として山県に接近し、かつ憲政会嫌いの山県に対して「若し此際超然内閣再起せば加藤高明とも提携して之を打破せん」と述べるなど、政友・憲政両党の連携を匂わせながら脅迫し、政友会単独での組閣を実現した^(三五)。すなわち原は山県と提携することによって、政友会一党優位を確立させることを選択していたのであり、実際に憲政会との提携に踏み切る意志はほとんどなかった。その後、原は日記で反対党である加藤への政権移譲の可能性に言及はしていたが、それは憲政会内閣の回避を最上と

する否定的文脈においてであった。たとえば原は「他日内閣を組織すべき者」として「山縣系より求むるとせば清浦奎吾」が最も優れていると評する一方で、加藤高明については「例の二十一ヶ条の請求」を見ても「外交上には困難一層加はるべく」、また「黨員より何事を強ひらるゝや随分危険の事なり」と加藤の統率力について疑問を呈しており、しかもこれを西園寺に語り^(三五)、かつ山県にも同様のことを語っているのである^(三六)。すなわち、政権を獲得した原が辿り着いた政権交代論は、政党間の政権交代^{II}「憲政常道（両党迭立）」ではなく、桂園時代に見られたいわゆる「情意投合」方式にならった政友会と山県閥の関係、すなわち政友会の後には良好な関係にある官僚の代表者が組閣をし、その後にはまた政友会が担当するという政権授受の方式であった^(三七)。

「反対党の存在を「憲政上必要」としながら、それとの政権交代を望まない原の発想を、どのように理解すれば良いのか。重要なのは、原が衆議院において政友会を自由な選挙の結果に基づく「多数」とすることに、あくまでこだわりの見せていた点である。「政党の改良」を行うために、あるいは「国家に尽くさんと」するために、原にとつて政友会は「大多数」の議席を擁していなければならなかった^(三八)。なぜ政友会の多数を維持する必要があったのか。それは官僚による提携政党の選択肢を失わせ、政党の操縦を妨げるとともに、党内の統率を維持することにあった。第二次大隈内閣のような、元老・官僚と、非政友会の多数政党との結合は、原にとつて最も避けるべき展開であった。他党との結合を阻止するには、政友会が唯一の多数党でなければならぬ。そして衆議院における「多数」が価値を持つのは、それが自由な選挙によつて選択された結果であるために他ならない。しかも過半数をわずかに上回る議席では、黨員が官僚の「操縦」にあい、統率を保つことができないが、そうであれば党首の主導による政党の改良は不可能である、と原は考えていた。憲政会の加藤高明に政党改良の実力が

ないと述べたのも、「民主主義」に傾くと山県を脅して小選挙区制度を導入したのも、また普通選挙の実施を将来的には認めながら解散総選挙の争点としたのも、衆議院における多数政党としての政友会を維持し、政党を改良するという強固な意思が原にあったためである。そして政友会の改良と、官僚勢力の親政友会化を通して、党勢を存分に強化し、それをもって政党政治の発展を促そうとするものであった。原は政党間の政権交代よりも、政友会の成長と拡張を念じており、それを「立憲政治の発展」と考えていたのである。

山本内閣が総辞職した直後、原は次のように語っている。「元老等は、皇室を政争の外に置くには、甲党たと乙党たとに拘らず多数を得たる者を常にお召に相成る様になさば皇室は全く政争の外に立たることを得べし。然るに元老等は政党を無視し政党の消長を助勢するが如き処置をなし、政党以外より人を得んとするは将来皇室を思ふ所以の道にあらざるべし^(三九)」。元老の影響力を排除し、官僚勢力が政党のもとに統合された後に、原は選挙による政権選択を展望していた。しかしそれが、直ちに「政党相互の政権授受」を意味する「憲政常道」論を意味するわけではないことは、原の構想から考えるに明らかであると言えよう。

こうして原は、内に政友会の「改良」を、外に政友会の「伸張」を目指した。ある時、原は「退職官吏の町村長等からも衆議院議員を選出するやうにしたい。さうなれば政党员の事務才能不足を補ひ、官吏上りの政党化と相俟つて、憲政は発達するだろう」と述べた^(四〇)。原の考える「政党の改良」の一端が窺える。原は高級官僚や実業家などを幹部級の党员として入党させ、地方名望家を党支持者として獲得し、芝公園の政友会本部に近い自宅では、訪れる党员を応接しながら内部事情の把握を怠らなかつた。

さらに政党外勢力に対しては、政友会の影響力を強め、山県閥による貴族院・軍部・官僚などの支配を動揺さ

せた。原は、「貴族院多数の援助」を求めて、「研究会の外に提携すべきものなし^(四二)」として、原の下で内務次官を経験し、原内閣で内務大臣となった床次竹二郎に仕事を担当させた。研究会は大木遠吉を法相に送って提携し、遂には「山県の勢力貴族院にも去りたれば、枢密院籠城するが如き^(四三)」状況を現出させた。また、原は山県直系の陸軍軍人田中義一の信頼を得て、満洲・朝鮮・台湾などにおける軍部の既得権を打破した。さらに官僚層の既得権と化していた郡制の廃止、あるいは文官任用令の改正など、政官関係を政党優位の方向へ大きく転回させていったことは周知の通りである^(四三)。

原内閣の成立は、日本に所謂「本格的」な政党内閣をもたらしたが、その方法論は「憲政常道」を訴える憲政会とは異なり、「政党内閣」を通例とする政治原則や、政党間における政権交代の方式を性急に打ち立てようとするものではなかった。だが、それは政党政治の進展をもたらさなかったことと同義ではない。もし仮に、原の路線が確実に継承されていたならば、昭和初期における「政党内閣」の連続という現象は実現が遅れた可能性さえあろう。だがそのかわり、政党（政友会）は官僚に対する主導権をさらに強め、日本の政党政治はその基盤をより強固なものに出来ていたかもしれないのである。

だが、三年を超える政友会長期政権を築いた後、一九二一（大正一〇）年一月四日の東京駅において刺殺された原は、自身の内閣の政権交代に関与することはできなかった。さらに政党内閣を忌避し続けてきた山県も、原のあとに同じ政友会の高橋是清を推薦するという西園寺と松方の選択を強いられた後に、翌一九二二（大正一一）年二月一日に病死した。宮中某重大事件（皇太子裕仁親王婚約問題）によって失脚した後の、悄然とした死であった。原と山県の死、そして原の後を継いだ高橋是清内閣を揺るがした政友会の内部抗争は、政界の中樞を

不安定な渦中に投げ込み、そして憲政会政権待望論と、憲政会の持論である「憲政常道（両党迭立）」論を俄かに高揚させる契機をもたらすのである。

第三節 政友会政権の瓦解と「憲政常道」論の高揚

一九二二（大正一一）年六月五日付の『読売新聞』は、内閣改造問題で動揺する高橋政友会内閣の総辞職が近いことを伝え、「憲政の常道に向つて進め」と題する社説を掲載した。

…吾輩は一日も早く現内閣の総辞職を実現せんことを希望する。…総辞職に次いで当然起るのは、後継内閣の問題であるが、目下の政情から察すれば、政友会は必ずや貴衆両院の中心勢力を基調とした、自党に都合のよい中間内閣を組織しやうとするであらう。併し斯の如き内閣は事実にて、政友会内閣の再現と余り変る所なく…寧ろ憲政の逆転として、国民は断じて之を排斥しなくてはならぬ。…この際高橋首相は、辞表提出と共に反対党の首領加藤子を、後継者として推薦すべきことを、飽までも主張するものである。…内閣の辞職に際して、政権を反対党に譲るのは憲政の常道であつて、凡ゆる機会に於てこの常道を踏んで行くのは、憲政を擁護し、憲政を發達せしめる所以である。…憲政の常道に照らして、中間内閣が非であり、官僚内閣が更に不可でありとすれば、憲政会内閣を擁護し、之を督励して民意に副うた政治を行はしむるより外に途のないのは、当然の結論である。^{（四四）}

『読売新聞』の主張を要約すれば、高橋首相が辞職する際には、反対党の総裁である加藤高明を後継首相とし

て推薦する、これが「憲政の常道」であるという内容である。また、翌日の『大阪毎日新聞』も「我が国が兎にも角にも政党内閣とまで進んだ今日に於て、内閣の総辞職に際し、之を衆議院の第二多数党たる憲政会に譲るのは当然の順序^(四五)」と論じ、『大阪朝日新聞』も「第一党の総裁たり旧内閣総理たる高橋子が、第二党の首領たる加藤子を後継者に推薦するの一端が存するばかり^(四六)」と書いて、高橋首相の推薦による加藤憲政会内閣の成立を期待した。このように、原、高橋という政友会単独の政党内閣が連続したことで、新聞紙上では政党内閣の継続を当然視する論調が広がっており、かつ退任する首相が後継内閣を推薦するという手続きを支持し、政友会の後継は憲政会、という「両党迭立」論が力を得つつあったのである。

このような新聞論調を背景にして、憲政会は六月八日、幹事長小泉又次郎以下四名の名義で、元老である松方正義内大臣と牧野伸顕宮内大臣宛てに、一通の建言書を提出した。その文言は、以下の通りであった。

：夫レ憲法政治ノ下政党ノ發生スルハ必至ノ数ニシテ、朝野兩政党対峙シ相牽制シ局ニ当ル者ハ与党ノ援護ヲ得テ其政策ヲ行ヒ、一朝其位ヲ去ルニ当リテハ野党ノ勢力ヲ負フ者之二代リ一進一退交互円満ニ政權ヲ授受シ、以テ大政ヲ贊襄ス。此ノ如クニシテ始メテ民心ヲ刷新スヘク国務ヲ疏解スヘク、憲政ノ妙味実ニ此ニ存ス。今ヤ政友会ヲ基礎トスル内閣終ニ殪ル、次テ起ルベキモノハ必スヤ従来ノ野党ヲ基礎トスル内閣ナラサルヘカラス。是レ憲政ノ常道ヲ履ミ国民ノ要望ヲ満ス所以ニシテ、理義明確条緒單一敢テ呶々弁ヲ費スヲ須井ス。：之ヲ憲政ノ常道ニ照スモ之ヲ国論ノ歸趨ニ稽フルモ、今日高橋内閣ノ後継タルヘキモノ唯々現時ノ在野党ヲ後援トスル内閣アルニ止リ、之ヲ外ニシテ一モ詮衡ノ余地ヲ存セス^(四七)。

建言書には、「憲政の妙味」とは衆議院における与党と野党が交互に政權を荷うことにあり、この原則に沿っ

て政友会内閣の後に憲政会内閣を立てることこそ「憲政ノ常道」であつて、「国民ノ要望ヲ満ス」政権交代の方式といふことを述べ立てた内容が記載されていた。政友会内閣に政権担当能力がなく、かつ「政党内閣」の原則を保つとなれば、選択肢としては憲政会が政権を荷う他ない。憲政会にとつて、原内閣以来の政友会政権が自壊した瞬間こそ、「政党内閣」の連続を根柢に「憲政常道」論を喚起し、世論を憲政会内閣論へ導く絶好の好機だったのである。

しかもこの時、政界における「憲政常道」論の支持層は、憲政会外の官僚層にも広がっていた。かつて寺内と憲政会の提携運動に関与した平田東助の談話によれば、貴族院の会派や枢密院にも憲政会論を説く者がおり、一木喜徳郎、平山成信なども「憲政常道論者」と見られていた^(四八)。また枢密院議長として山県死去後の実力者と見なされていた清浦奎吾も「憲政の常道に依り」加藤高明を推挙すべしと松方正義に説いたと言う^(四九)。長期政権を築いてきた政友会への不満、そして憲政会と新聞の論調に押される形で、政界における非政党勢力の一部からも、憲政会の「憲政常道（両党迭立）」論に賛意を示す人々が現われていたのである。さらに高橋首相自身も三月末には「若し辞職すとせば第二党たる憲政会首領加藤子を推す」と江木千之（江木翼の義父）に漏らすに至る^(五〇)。政界要路においても、憲政会政権論は確実にその力を得つつあったのである。

こうした「憲政常道（両党迭立）」論の浸透に対して、最も衝撃を受けたのが、残存する元老である西園寺、松方の両名と、政権の継続を確信していた政友会であった。特に西園寺は、原の政治構想について直接語り合い、原の政権交代に関する考え方についても熟知していた人物であった^(五一)。衆議院の議席数に変動もなく、単に政党内閣の連続といった意義だけで、憲政会に政権を譲渡すべきという議論を、西園寺は受け入れなかった。すな

わち西園寺は「憲政の常道又は純理論等は分らぬ議論」と語り、さらに「今日の場合加藤高明にやらせられぬ」として、「第二政党と云ふ憲政会首領加藤を高橋が奏薦するやうな事があつてはそれこそ国家の爲め大變である」などと語つた^(五二)。政友会総裁であつた西園寺は、元來「政党を基礎とせざれば内閣組織は六ヶ敷い」として政党の政権への参画を是認しており、山県のように政党を否認する態度は取つていなかった。だが西園寺にとつての政党とはあくまで政友会の事であり、対華二十一ヶ条などによつて外交の混乱を招き、党内の統率にも不安のある加藤高明の憲政会内閣は、想定の外であつた。西園寺は、憲政会の「憲政常道」論が流布する状況を危惧していたが、その意味で、西園寺は原の政治観、政党観を受け継いでいた存在だったのである。

結局、西園寺をはじめとする元老の意向を受けて、高橋首相も「憲政会などにやれば社会は滅茶々々ぢや」と述べるなどして、憲政会に政権を委譲するという考えを撤回し^(五三)、政友会は総裁に近い派閥である野田卯太郎か、非総裁派の山本達雄のどちらかを後継首班に推す方針を固めた^(五四)。だが、西園寺は野田・山本首班説にも不同意の意思を示す^(五五)。そして高橋内閣の辞職が迫ると「愈々辞職とせば後継者を推薦する…今回は是非松方侯をして口を切らする事に致し度し」として、元老である西園寺と松方が首班奏薦を行うことを改めて確認した^(五六)。こうした西園寺の動向は、大隈内閣の辞職以来問題となつていた、退任首相による後継首班の推挙を否定し、元老が後継首班を奏薦するという原則を明確に示す結果となつた。結局、高橋首相は後継首班を指名できないまま、六月六日に総辞職する。

ところが、西園寺は内閣総辞職の前日（六月五日）に病に倒れた。西園寺は貴族院の田健治郎を立てて政友会と協力させる構想を有していたが、突然の発病で十分な根回し工作が行えなかつたのである。そして、もう一人

の元老である松方は、憲政会内閣説に対して「余程困難であらう」と躊躇し、加藤友三郎海軍大臣を推挙する考えを明らかにしつつも、もし加藤友三郎が辞退する場合には憲政会内閣を考慮する姿勢を見せていた^(五七)。そして加藤友三郎が組閣に難色を示すと、今度は六月九日に松方Ⅱ加藤高明会談が行われ、大命降下の場合の閣員などに關して詳細な談話を交わしたのである^(五八)。

加藤高明内閣出現の可能性に驚いた政友会は、憲政会内閣を回避するために組閣を固辞する加藤友三郎を幹部総出で説得し、無条件で内閣を支持することを確約した。政友会は「政党内閣」という枠組で官僚内閣に対抗するよりも、反対党である憲政会に政権を渡すことを最も恐れたのである。その結果、加藤友三郎は組閣を決意し、政友会に近い貴族院会派（具体的には研究会と交友倶楽部）を中心として、六月一二日に内閣は発足した。紆余曲折を経たものの、政友会と親政友会の貴族院会派（官僚閥）による政権授受の方式は、形式の上では、原や西園寺が考えていた「情意投合」路線の再現であった^(五九)。

加藤友三郎内閣の成立は、ほぼ政権を手中にしたと考えていた憲政会を驚愕させた。桂新党の結成以来二大政党内閣の実現を説いてきた河野広中は、この政変を「憲政常道ヲ破壊シテ目前ノ利慾ニ拘泥シ^(六〇)」たものとして、政友会の態度を批判したが、結局のところ憲政会の「憲政常道」論による政権奪取の画策は、最終的な成果を挙げることなく終わるのである。

だが、この時に憲政会が高唱した「憲政常道」論には、言論界から大きな反響が寄せられた。主要新聞紙の反応については既に触れたが、当時読者層を広げつつあった総合雑誌などにおいても、加藤友三郎内閣の成立と「憲政常道」論は取り上げられ、注目を集めたのである。ここで、そのいくつかを検討してみよう。例えば、憲

政会の「憲政常道（両党迭立）」論に対して疑義を呈したものとして、田川大吉郎の論稿がある。田川は尾崎行雄と共に憲政会を除名された代議士であるが、大正後半期には雑誌『太陽』を中心に執筆活動を行っていた。政権交代方式としての「憲政の常道」について、田川は次のように述べる。

：私は憲政の常道としては、内閣は左の二つの場合に更迭すべきものと思うてゐる。甲。政府が重要法案で反対党に破られた場合、即ち議會開會中、其の討論に敗れた場合。乙。総選挙の結果、政府党の敗け反対党の勝ちが極めて明白になつた場合、即ち議會の閉會中の場合。：憲政会は此の時高橋内閣の倒壊没落を迫つた。これも例もながらの事、決して稀らしい事では無いが、何故に総選挙を迫らなかつたか、英国の反対党はいづれも総選挙を迫つてゐる、これが常道ではないか。：私は憲政会の諸氏は憲政の常道を解してゐらるるやを疑ふ^(六)。

田川によれば、政権交代は重要法案の採決に失敗するか、もしくは総選挙によつて与党が敗北した場合に行われるべきで、これが本来あるべき「憲政の常道」と言うのである。与党が過半数を維持していれば、通常であれば法案採決に問題は起こらない。すなわち田川の論によれば、与党は政権維持のために衆議院における多数を維持することが必須となり、そして野党が政権を獲得するためには、総選挙による野党の勝利が不可欠となる。つまり田川は解散総選挙を経ずに政権を左右しようとする「憲政常道（両党迭立）」論を否定し、衆議院の議席数に政権交代の基準を置いた。田川はこの観点から、憲政会は政権を禅譲などを求めるのではなく、解散総選挙に勝つて民意を背景に獲得せよとして、憲政会の「両党迭立」論を厳しく批判したのである。

これに対して、『東洋経済新報』で健筆を振るっていた石橋湛山は、「矢張今度は、当然内閣は憲政会に依つて

組織せらるべき」として、憲政会内閣の出現を期待していた。石橋は、「両党迭立」論としての「所謂憲政常道論」は、「理論として考へ出されたことではなくして、寧ろ情操として感ぜられたこと」として、次のように論じている。

…例へば真に憲政を云々するならば此際議會の解散を行ふことこそ至当である、民意を問はずして、少数党の憲政会へ内閣を渡せと云ふが如きは、却つて憲政の常道に外れたるものなりとの非難がある。…併し乍ら如何なる批評が容れられるにせよ、若し評者にして、それが日本国民の多数の、彼等の生活を改善したいと云ふ切なる願ひに出でたるものなることを理解する時には、理論に欠点があるからとて、むげに之を排斥するが如きことは、断じて出来ぬ筈である。…議會を解散し、民意を問へと説く如きは、却つて誤つてをる。…我が国に於ては選挙は決して公正に行はれない。…又之まで我が国に於ては、内閣の交代が、総選挙の結果で行はれた例はない。…内閣の更迭が常に総選挙に現れた民意に依つて行はるゝやうになることは、最も望ましいことであるが、併しそれは総ての側面から日本の政治状態が、もつと改善せられた後の事である。(一六二)

石橋は、田川の言う解散総選挙による政権交代論を「最も望ましいこと」としながらも、現在の政治状況にはその原則を適用できないとする。なぜなら、日本における総選挙の公正性には疑いがあり、かつ今までに総選挙による政権交代の実例もない状況で、選挙結果による政権交代を求めるのは性急だと言うのである。その上で、石橋は「憲政常道（両党迭立）論」を是認する理由として「急激に起りつゝある日本人の思想の変化」を挙げ、次のように述べる。

…総選挙に依らずして内閣が変化するとせば、取るべき道は二つより外はない。一は加藤大将の如き、衆議院に基礎を有せざる超然内閣を作る道、二は衆議院の第二党たる憲政会に内閣を組織せしむる道である。而して日本国民の多数は、此第二の道我希望した。…其内閣が善政を布くか、悪政を布くかは第二の問題として、兎に角自分等の代表機関たる、若しくは代表機関たらしむる可能性のある衆議院に基礎を置く者の間に政権を授受せしめたい…此希望は、恐らく何人が見ても当然すぎる程当然の希望である。所謂憲政常道論とは、此希望に外ならない。

石橋にとつての「憲政常道」論は、「自分等の代表機関」としての衆議院を基盤とする政党が政権を担うという、政党内閣論に他ならない。ところが、崩壊した政友会内閣を忌避し、かつ総選挙に依らない政権交代を行うとすれば、とるべき道は超然内閣か、憲政会内閣の二者択一しか有り得ない。そして国民の多数は憲政会内閣を希望したが、それは政党内閣を継続すべきとする国民の希望が、憲政会の「憲政常道」論と合致したものと見たのである。

さて、大正デモクラシーの理論的指導者であつた吉野作造も、加藤友三郎内閣の成立後、憲政会内閣説と「憲政常道」論について次のように論じている。

…憲政会を立つべきだといふ主張の中に、憲政常道論といふがある。同じく憲政会挙論でも、此の立場と僕の立場とは全く相異なる。…一政党が失脚したとすれば他政党が之に代るのが憲政の常道である。この議論は形式上正しい。…併しこの立場を僕は取らぬのである。…僕は元來憲政常道論の熱心な信者であるが、之を實際に適用すべく今日の日本には未だ実質的關係が出来て居ないと考へる。…民衆の良心を政界

現実の権威たらしめ、所謂憲政の常道を憚る所なく適用せしめ得る様な空気を作ることが当今第一の急務である…(六三)。

吉野もまた、基本的には石橋と同じく「憲政会を挙用したかつた」とする立場にあつたが、憲政会の唱える「憲政常道(両党迭立)」論とは一線を画そうとしていた。といつても、もちろん吉野が超然内閣を容認していた訳ではない。政友会の後は憲政会と考えるのは「所謂憲政常道論の御目出度い信者のみ」と喝破する吉野は、高橋内閣の後継について「政友会内閣」が貴族院との提携で維持されるか、もしくは「官僚内閣を復活するか」の二つに一つと観測していた。田川は選挙による政権交代を唱え、石橋はそれを尚早として「両党迭立」論を支持した。だが、吉野はその「両党迭立」論でさえも、未だ実際に適用できる状態にないと論じ、何よりもまず「憲政常道(政党内閣)」が適用可能となるような政界の「空気」を作ることを主張した。吉野は政党の中に、官僚との結合によって政権を取ろうとする「空気」があることを懸念し、憲政会の唱える形の上での「憲政常道」論には懐疑的な態度をとつていたのである。

このように、すでに政友会の純然たる政党内閣を経験した直後であるだけに、「政党内閣」の連続を理論的に内包する「憲政常道」論は、高橋内閣の崩壊した大正十一年の時点で、一定程度の影響力を及ぼす政治言説として伝播していた。それは、憲政会が結党以来、「憲政常道」論を政権獲得の論理として主張し続けてきたことの結果であり、政友会の他に衆議院に多数の議席を有する政党が、憲政会以外に考えられなかつた事から導かれた帰結とも考えられる。実現こそしなかつたものの、このとき憲政会内閣論が人々の耳目を集めたことによって、すでに述べたように「憲政常道」論もまた多くの反響を呼ぶに至つた。そして「憲政常道」論は、政治状況の変

転に伴い、意味する内容を少しづつ転化させ、賛否両論を浴びながら、人口に膾炙していくことになるのである。だが、その一方で加藤友三郎内閣の成立は、如何に憲政会が「憲政常道（両党迭立）」論を唱えようとも、元老の支援がなければ政権を奪取できない現実を如実に示した。憲政会の政権を切望していた言論界も、政権を取れない非力な政党に対して満足な期待をかけることができなかつた。また、貴族院内閣の成立によって、政党内閣の連続は途切れ、第二党である憲政会は「憲政常道」論による政権獲得の「戦略」を立て直す必要に迫られた。政党内閣の主張だけでは、政権は第一党の政友会へ流れていくが、政友会政権のあとに「憲政常道」論を唱えて第二党への政権移譲を主張しても、再び貴族院内閣が成立する可能性が考えられるようになったのである。もちろん、政権を獲得できなかった政友会も、内部の紛糾が激しさを増していた。そこで憲政会、および政権を逃した政友会もまた、新たな政権獲得への「戦略」の再構築を迫られ、両党はその「戦略」の方向性をめぐって、かつてない分裂の危機に見舞われることになる。

第四節 「憲政常道」論の再構築と「政界縦断」構想の崩壊

政友会の支援を背景に成立した加藤友三郎内閣であったが、一九二三（大正一二）年八月二十四日、加藤首相が病死したことによって総辞職を余儀なくされた。首相の死去に伴う政変を機に、憲政会はまたも「憲政常道」論を唱えて、猛烈な勢いで政権獲得を図った。加藤内閣は実質的に政友会内閣であったとして、次の政権は第二党に来るべきだという論理であり、その熱心さは、松本剛吉が「其態度の熱狂的なるには驚きたり」と所感を残

すほどであった。さらにこの時、憲政会の「憲政常道（両党迭立）」論に対して、政友会の一部もまた「憲政常道」論を主張した。政友会が唱えた「憲政常道」論とは、「大多数党たる我党こそ大命拝受の唯一の有資格者」として、衆議院における絶対多数の議席数を根拠とするものであった^(六五)。

もっとも、貴族院内閣の後に政友会内閣を主張することは、従来の政友会における「情意投合」方式と矛盾する所はなく、この時の政友会が従来の政権構想を放棄して、憲政会の主張に同意したとは言えない。ただ、それを政友会が「憲政常道」と表現する必要性に迫られたことは、注目すべきであろう。そしてここにおいて、「憲政常道」論と称する政党内閣の主張には、憲政会と政友会の二党によって、前政権の行き詰りに伴う政権移動を意味する「両党迭立」論と、衆議院議席数を基準として政権移動を行う「多数党政権」論という二通りの解釈が示されることになったのである。

だが、両党による二様の「憲政常道」論に対して、世論は懐疑的な反応を示していた。『東京日々新聞』は「憲政の常道にまた一つ、枝道が出来たやうな塩梅^(六六)」と揶揄し、松本剛吉も「端なくも常道論の鉢合を為すの奇観を呈したり」と記している。しかも、加藤の後に組閣の大命を受けたのは、憲政常道を唱えた両政党ではなく、海軍薩派の実力者、元首相の山本権兵衛であった。山本を推挙した元老西園寺は、松本剛吉に「君、政友会に少し御灸を据ゑてやらねば可かぬ」と述べ、その奏薦理由を次のように語っている。

：今日の政党は政友会の如き意義ある政党なれども原逝いて後統一を缺き：其後益々紛糾所謂鈍栗の背較べにて取るに足らず、憲政会も同様たり、此際挙国一致内閣を組織せしめ、内治外交は固より、来るべき衆議院議員の総選挙を公平に行はしめ、財政行政の整理を断行せしむるは伯（山本）を措いて他に人なしと

思ふ……(六七)

高橋内閣の改造問題を機に、政友会は高橋総裁や横田千之助を中心とする総裁派と、元田肇や中橋徳五郎を中心とする非総裁派に分かれ、激しい派閥競争を繰り広げていた。西園寺は依然として憲政会を政権担当可能な政党と認めていなかったが、政友会の現状にも不満を有していた。西園寺は「今回山本を奏薦せしは全く自分一人の責任」として、山本の推挙は病気の松方を押し切って自身が進めたことを明らかにし、「政友会は固より其他の者が彼是言へば自ら進んで絶交するのみ」「八ヶ間敷なれば切腹する」と覚悟の程を示していたのである。

もちろん、西園寺は山本を使って政友会を破壊することは望んでおらず、横田ら政友会の領袖に内閣を援助させる積もりでいた。西園寺は横田を「着眼鋭敏、大事に臨みては政友会に脱会者あるも勇往大局の利害に依つて進退する気概あり」「陸奥〔宗光〕、星〔亨〕等の性質に酷似するところあり」などと述べて高く評価し、たとえ党内の反対が出たとしても果敢に山本を支援するだろうと期待したのである^(六八)。こうして西園寺は政友会と内閣との関係を保たせつつ、山本に公平な選挙を行わせ、党を挙げて選挙に臨ませることで、分裂傾向にある政友会の覚醒を促そうとしたのである。また、同じ薩摩出身である山本権兵衛の再起を支援した樺山資英や山之内一次ら薩派の政治集団も、政友会の支援なくしては政権の運用が困難であることを熟知しており、政党政派から広く入閣を求める組閣方針を想定していた^(六九)。そして、実際に長年野党の立場にあつた憲政会などは、山本内閣の呼びかけに応じて、内閣に好意的中立の態度を見せることで、政権に近づこうという「戦略」を検討しつつあつたのである。

ところが、薩派と並んで山本内閣を支えた後藤新平は、薩派とは異なる構想を有していた。内閣成立の直前、

後藤は次のような文書を作成している。

今回山本伯ノ大命ヲ奉シテ組織セントスル内閣ハ、国民ノ輿望ニ副ヒ以テ宸襟ヲ安シ奉ルヘキモノニシテ単ニ一党一派ノ望ニヨル処ノ政派内閣ニ非ラス。夫ノ所謂我党内閣ニ非ラス、所謂超然内閣ニ非ラス、夫ノ所謂中間内閣ニ非ラサルコト勿論ナリ。…随テ党派二局シテ其基礎ヲ求メス広ク国民的ニ立脚地ヲ求ムル力故ニ、我党内閣ト称スル力如キ世界政治字書ニ見サル蠱惑的ナル忌ムヘキ不健全ナル文字ヲ埋葬シ去リテ、挙国一致ノ健全ナル国民的内閣ノ成立ヲ期スルハ真ニ是レ現下ノ国状力要求スル憲政ノ本道ナリ。勿論吾人ハ政党政派ヲ無視スルモノニ非ス。否健全ナル政党政派ヲ尊重ス。然レトモ夫ノ不健全ナル政党政派ノ唱フル所ノ憲政常道論トハ自ラ品ヲ異ニセリ^(七〇)。

桂の立憲同志会創立設立以来、党派対立を超えた「挙国一致」を理想としてきた後藤は、「憲政常道」論を「不健全なる政党」が唱える「我党内閣」であると厳しく批判し、「健全なる政党政派」を尊重すべきことを訴えた。憲政会はもちろん、政友会までも「憲政常道」論を唱える政治状況の中で、後藤は明確に政・憲二大政党への対決姿勢を鮮明にしようとしたのである。その際、政党の「憲政常道」論に対抗すべく後藤が持ち出したのは、かつて自身が内相・外相として入閣した寺内内閣において、非政党内閣の論理として用いられた「挙国一致」であった。未曾有の大震災のなかで成立した山本内閣は、広く健全な政派を尊重する「国民的内閣」であるべきだと後藤は主張し、かつ復興政策の実施にあたって勅語を換発するなどして、内閣の下での国民統合を目指したのである^(七一)。こうして山本内閣は、犬養毅を中心とする革新倶楽部を与党に据え、非政友会、非憲政会の政治勢力を結集することを念頭に置いて成立し、「我党内閣」を主張する政友会への対決姿勢を明らかにしていた。

さて、「憲政常道」論を「我党内閣」論として批判する論調は、「憲政常道」を理念的には望ましいと考える言論界においても広がりつつあった。例えば吉野作造は、「憲政の常道だから政党に内閣を作らせなくてはならない」といふ説は浅薄皮相の妄断」として、今日の政治状況では文字通りの「憲政常道」論を適用することはできないと論じた^(七三)。その上で、吉野は山本内閣を「政界が常態に復するまでを限度として大掃除に雇はれた」ものとし、内閣に対して次の二点を要求している。

一、来年の総選挙には絶対的公平の態度を執り、…その結果につき、多数を得たるもの若しくはその連合に政権を明け渡すこと。

二、若し総選挙を以て自家存立の終期と諦めず、引続き経綸を天下に行はんとするの冀望あらば、自ら新たに政党を作り他党と争ふこと。選挙の結果につき改めて進退去就を定むべきは勿論である。

吉野は「政党内閣」を理想としながらも、その前提として先ず「公正」な選挙の実施を訴え、それを実施する限りにおいて山本内閣を容認する考えを示した。そして、政党が政権を主張する条件として、総選挙による多数の確保を掲げたのである。なおかつ、吉野は山本内閣の支持勢力が政党を組織し、選挙で勝利することを政権継続の条件とした。そして実際に、山本内閣の支持勢力内にも、こうした言説に応える動きは見られた。山本内閣では犬養や後藤を中心に、政友会が反対を続けてきた普選法案の策定が検討されており^(七三)、後藤の周辺では来るべき選挙に向け、革新倶楽部と憲政会の合同を基礎とし、加藤高明の影響力を排除した新党樹立計画が進められていた^(七四)。山本内閣はこれまでの非政党内閣と異なり、政友会の協力を恃みとしない、言わば「情意投合」路線を乗り越える方針を採用したのである。

こうして山本内閣が見せた反政友会・反憲政会的な動向と、それに理解を示す言論界の反応は、政友・憲政の二大政党に大きな衝撃を与えた。特に後藤内相が政友会時代に就任した内務次官、警視總監、及び知事などの地方長官を更迭し、政友会に対する対決姿勢を明らかにしたことは、政友会の態度を硬化させていた^(七五)。しかも、加藤内閣から一転して完全な野党の立場に立たされた政友会では、高橋総裁の政権獲得可能性を疑問視する意見が広がっていた。内部の派閥対立は更に深刻の度を増し、政友会の総裁派は、非総裁派である元田肇、中橋徳五郎を党総務に加えるという譲歩を行わざるを得なかった。また、当初は山本内閣に好意的であった憲政会も、内部では新党樹立運動に同調する動きが活発化していた。かつて大浦兼武のもとで官僚系勢力との連携を模索していた下岡忠治や、仙石貢・富田幸次郎など党内の有力な領袖が新党運動を展開し、元老に忌避されている加藤総裁の更迭運動と関連して、党内統制に重大な危機が訪れたのである^(七六)。

ここにおいて、山本内閣を支援しようという両党内部の動きに対抗すべく、政友会の高橋総裁を擁する総裁派と、憲政会の加藤総裁に近い党幹部らは、両党の提携による山本内閣打破を模索し始めた。内閣成立後の十月頃、三浦梧楼は高橋を訪れて政友会と憲政会の協力を提案し、このような事を述べている。

：何うも変態内閣に次ぐ変態内閣を以てすると云ふことは、実に憲政の逆転と謂はねばならぬ。此変態内閣を排斥して、政党内閣を確立するには、政党自から其存在を明かにする必要がある。加藤が憲政常道論を叫んでも、アレの境遇が境遇だから、人は我田引水の説としか思はぬ。ソレを加藤も言ひ、君も言ふことになる。憲政常道論も始めて意義を有するものとなるではないか。^(七七)

ここで三浦が述べる「憲政常道」論は、広く政党内閣の意味として解釈するのが妥当であろう。三浦は十一月

七日に加藤総裁を訪れて、同様の事を語ったという。「政党内閣」の制度を確立するために、政友会と憲政会の提携が必要であるというのが三浦の主張であった。それは「挙国一致」内閣に対抗するための「憲政常道（政党内閣）」論という、かつて寺内内閣に対して憲政会が構築した対立構図を、政友会をも含めた形に拡大することを意味していた。第二次護憲運動で展開される「憲政常道（政党内閣）」確立のスローガンは、山本内閣に対抗する過程で編み出された両党提携の妥結点となったのである。

ところで両党間の提携交渉における裏面では、倒閣後の次期政権をめぐる秘密裏の交渉が行われていた。臨時議会の開会中である十二月十七日、政友会の岡崎邦輔と、憲政会の安達謙蔵は次のような遣り取りを交わしていた。

（岡崎）私は政憲の提携に依て総選挙に勝てると思ひます、仮りにさうなつたとすれば、勿論此次の内閣は両党の多数から組織されることゝ思ひますが、孰れの党派に大命が降下するも、其次の党の党首は其の内閣に参加することに定めたい…。

（安達）…第一党の首領に大命が降下して内閣を組織する場合には、第二党の党首及び一二の人は其内閣に列し、責任を領つといふことに私は異議はありませんが、憲政会並に加藤総裁は十年野に在つて闘つて来て居るので、願くは政友会総裁並に憲政会総裁の両総裁に大命が下るやうな順序に輿論を向けて、丁度板隈内閣の時に、大隈、板垣の兩人に待命が降下したやうな風の事にしたたい、さうして願くは高橋総裁は既に一度内閣の首班に列して居られたから、加藤総裁に一期だけでも宜しいから内閣の首班をさして戴きたい…。

(岡崎)それはどうも私は承認は出来ない……両総裁に大命降下も或はよいかも知れませぬが、内閣の首班は是非とも高橋子として、其次が加藤総裁といふやうにして戴かぬと相成りませぬ……(七八)

政友・憲政両党の間では、二大政党が提携することで、来るべき総選挙後に勝利することは確信されており、両党が連立政権を樹立する事についても合意がなされていた。しかしその際、内閣首班の帰趨をどうすべきかについては、両者間の主張は平行線を辿っていたのである。憲政会の安達は野党歴の長さを理由に加藤首班を懇願し、それが実現しないまでも板隈内閣(第一次大隈内閣)の先例に倣って高橋・加藤の両名に大命が下ったように見せることを提案しているが、当然ながら政友会の岡崎も高橋首班を主張して譲らなかつた。政友会は憲政会とともに内閣を打倒することを決めたものの、憲政会に政権を譲るつもりはなく、憲政会との提携をもって総選挙に勝利し、自党の政権復帰への足掛かりにしようと考えていたのである。

さて、山本内閣と政友会の対立が深まってきた十二月二十七日、内閣は虎の門事件を理由に突然総辞職を敢行した。親内閣勢力の新党構想は失敗に終わり、臨時議会において政府の提出した帝都復興予算案は、政友会によって大幅に削減されていた。内閣は完全に威信を失い、普通選挙法案の提出も不可能視されるに至つた。進退窮まった山本内閣は摂政宮狙撃事件の警備上の責任を名目として、議会開会前の退却を決めたのである。そして大正十三年元旦、組閣の大命は清浦奎吾に降下する。

清浦内閣を奏薦した西園寺は、山本内閣の時と同様に「可成選挙は公平を旨と執行せしめたく、之は矢張り中間内閣でなければならぬ、併し政党を無視せず、政友会を尊重せしめ、政策に依り助けさせるが宜し」という意見であつた^(七九)。彼は「公平」な総選挙を執行させることを名目に、政党から入閣者のない選挙管理内閣として

の性格を清浦内閣に与えようとしていたのである。もちろん、西園寺の言う「公平」とは、政友会に有利なように選挙を運用する事を意味しており、そのためには地方長官による干渉も構わないという認識であった^(八〇)。西園寺は原敬以来の「情意投合」路線に沿って政友会と内閣が提携すると考えており、選挙で政友会が勝利した後に、改めて政友会の政権を実現させる心算だったのである^(八一)。彼は政友会が分裂することも、ましてや憲政会が選挙に勝利するとも予想していなかった。

だが清浦への大命降下を受けて、政友会は激しく動揺した。彼らは山本内閣が倒れた以上、政友会内閣の外に選択肢はないと確信していた。にもかかわらず組閣の大命が清浦に降下し、かつ政友会に対して従来通りの提携が打診されたことで、政友会は敵対的な山本「挙国一致」内閣への対抗ではなく、伝統的な「情意投合」路線によって清浦内閣を援助するか、それとも「政党内閣」という理念を理由に対決姿勢を示して、政権を奪取するかの二択を迫られたのである。

しかも、この選択肢は高橋総裁の進退問題と深く関係するものであった。高橋では政権を担えないとして非総裁派からの批判が高まる中、高橋自身も辞任を覚悟し、一月二日の幹部会で「一身上に就き決する所あり」と表明した。ところが小泉策太郎や横田千之助らの奔走によって、高橋は二週間後に辞意を撤回し、清浦内閣に対決姿勢を取ることを明らかにすると同時に「憲政擁護」を訴え、衆議院から選挙に出馬することを宣言する。総裁派である横田らが高橋総裁を擁護し、かつ非総裁派から主導権を奪回するための苦心の策であったが、それは政友会が「政党内閣の確立」を旗印に憲政会と提携し、「情意投合」路線を放棄することをも意味していた。

ここに政友会内の総裁派と非総裁派の対立は頂点に達し、非総裁派は床次竹二郎を勧誘した上で、政友会を脱

党して政友本党を樹立した。政友本党は政友会を代議士数で上回り、かつ政友会の伝統的な貴族院との提携路線を訴えた。政友本党の代表格となつた床次は、臨時大会の壇上で次のように述べている。

：私は、政党に籍を置きまして、恰度、十年になります、私が、政友会に入党する以前より、政友会は、内閣を組織する度毎に、貴族院との協調の為に、不断の努力を払つて居つたのであります。而して、原氏の総裁となるや、其の偉大なる力によつて衆議院に於ては、多数党となり、貴族院関係も、亦、次第に良好となり、国民上下の信望を荷つて、遂に、純然たる政党内閣を成立せしめ、政友会は四箇年に近い長い間政権を維持したのであります。：折角、永年苦心し來つた貴衆両院縦断の理想を、根底より覆へすが如きは、到底忍ぶ能はざることである（八二）。

この演説で床次は、原敬以来の政権構想である「貴衆両院縦断の理想」を強く説いた。床次が訴えた政友本党の指針は、貴族院との良好な関係を保持し、貴族院内閣を支援した後に、従来の「情意投合」方式によつて政権を求めて行くという、政友会が伝統的に採つて來た政権構想にあつたのである。

これに対して、政友会に残留し、高橋總裁下の第一人者として実権を掌握した横田千之助は、床次とは正反対に、原敬の政治路線からの脱却を訴えた。横田は言う。

：政友会は、以前原敬氏の時代に於て、貴族院の一部の人々と相携えて国政變理の任に當つたことがあるが、之が為に一部貴族を増長慢心せしめ、属僚政治に油を注いだような結果に至つた憾みがある。洵に之を今日よりいふならば、或いは政友会の責任ともいふ事が出来よう（八三）。

さらに横田は、清浦内閣が「全然下院を無視して」内閣を組織したと主張して、政友会への支援を要請した加

藤友三郎内閣との相違を強調し（実際は清浦も政友会に提携を申し入れている）、かつ「政党内閣」の原則が望ましいとして、政党間における政権授受の方式にも触れた。横田は次のような文章を残している。

：立憲政治の純理よりすれば、民意の多数を代表する下院の多数党が内閣を組織し、政策の行詰りに依つて之が辞職する場合に於ては、第二党を推薦して辞すべきである。然るに我が国の二大政党は、互いに政権の反対党に帰するのを怖るゝの結果、従来この挙に出でなかつた：この端は近くは大隈内閣が総辞職した際に発したものである：若しも大隈内閣辞職の際第二党たる政友会の総裁原敬氏を以て練達堪能の士であるとして之を推挙せんか、必ずや寺内内閣は出現しなかつたであらふ：果して然りとすれば、かの高橋内閣辞職の暁の如きは、正に理として第二党の総裁たる加藤憲政会総裁を推挙しなければならぬ立場に立つたのである（八四）。

横田は「下院の多数党」が内閣を組織し、かつその内閣が後継政権に「第二党を推薦」するのが「立憲政治の純理」と述べ、その実現を阻んで来たものは反対党に政権を渡すまいとする政党の態度であると論じた。そして、かつて大隈内閣後に加藤を推した憲政会の態度や、加藤友三郎内閣の出現を支援した政友会（横田もこれに関わっていた）の動向を批判した。つまり横田は、かつて原が実現不可能とした「憲政常道（両党迭立）」方式を、新しい政権交代のルールとして表立って提唱したのである。さらに横田は、清浦内閣後の政権に関しては、総選挙の「多数」を重視し、その結果によって政権の帰趨を判断すべきであると論じたのである。

この横田の「憲政常道」論には、衆議院の多数に政権を担当させる「多数党政権」論と、第二党への政権移譲を意味する「両党迭立」論が双方ともに混入されているが、特に後者については、これまで貴族院の「多数」と

衆議院の「多数」での政権授受を主張してきた政友会の伝統から見れば、大きな転換であった。だが、政友会は分裂した政友本党と政策的な差異がほとんど無い上に、分裂後の団結を重んじて思い切った政策転換を行えず、普通選挙や貴族院改革といった政策面に関して、憲政会とは依然異なる態度を取っていた^(八五)。そのため政友会が憲政会と提携し、政友本党と対決する構図を論理的に説明するためには、政友本党の唱える原敬路線^{II}「情意投合」を批判し、憲政会の唱える「憲政常道」論を取り入れて、護憲運動という形式のもとに政党内閣という論点を強調する以外に方法が無かったのである。こうした政友会の事情を、清浦内閣もよく理解しており、その衆議院解散理由書のなかで「寺内内閣の如き、加藤〔友三郎〕内閣の如き、山本内閣の如き、何れも政党を基礎として成立せるものにあらず。而かも是等の内閣に対して双手を挙げて之を援助したる政党あり。又憲政の常道を高調する政党にして主義政策によりて之を是非せんとしたるものあらずや」と述べて、これまで「情意投合」という政治戦略を取ってきた政友会と、「憲政常道」を唱えながらも当初山本内閣支持の方針を検討しようとしていた憲政会に対して、その自己矛盾を鋭く突いたのである^(八六)。こうした観点から見れば、第二次護憲運動で政党が唱えた政党内閣樹立、憲政擁護という主張は、明快で分かりやすいが、曖昧な面を多々残し、具体的な内容に乏しいスローガンに過ぎないものであった。しかし、それでも政友会は選挙での勝利を信じて「憲政常道」論に党の命運を賭け、憲政会もまた、政友会の分裂という好機に、「憲政常道」論を掲げて選挙戦を戦った。そしてそのことは、結果的に空虚なはずの「憲政常道」というスローガンに現実政治上における大きな意味を与え、その後約八年間における「政党政治の連続」を正当化することになったのである。

こうして、第十五回総選挙は一九二四（大正十三）年五月十日に行われた。ところが、その結果は政友会、政

友本党、そして元老西園寺のいずれの予測をも覆すものであった。政友本党の一四議席、政友会の一〇一議席を上回り、憲政会が一五四議席を獲得して、第一党の座に就いたのである。この時、政友会と共に清浦内閣批判を展開した革新倶楽部も、また二三議席と揮わなかつた。小泉策太郎は、このときの政友会の戦略について、次のように述懐する。

：果して連合軍の大勝となつたといふと、ひどく景気のいゝ話しなんだが、我々は一向愉快を感じない、不愉快といふよりも寧ろ失望落胆して顔色を失つたことを白状する。…本党の多寡は齒にかけるに足らず、連合軍の勝つことにも疑ひなしとして、政友会が三派の先頭に立つ、即ち憲政会に優越して百五十の比較多数になる、もしこの心期が外れたら、選挙後直ちに革新倶楽部と合併して第一党となることは、必ずしも権謀に失しない。我々も二段構への腰を据えてゐたのに、蓋を開けると投票箱が吃驚箱になつて、二つ合せても憲政会に及ばない、即ち画龍点睛を欠いたといふ。…（八七）。

政友会がこの選挙戦で抱いていた戦略は、先に触れた通り、憲政会と連携をしながらも、第一党の地位を取ることによつて主導権を確保し、政権の獲得を目指すものであつた。そして万が一、政友会が憲政会に議席数で劣る場合には、革新倶楽部を吸収して第一党を取るといふ「二段構え」の多数派工作が用意されていたのである。しかし憲政会の圧勝という選挙結果は、多数の議席を獲得した政党に政権がもたらされるべきと主張して選挙を戦つた政友会にとつて、大きな誤算であつた。選挙結果が明らかになつてみると、政友会が議院内において多数を得る方法は、政友本党との提携しかなかつた。事実、五月二十三日には第二党に陥落した政友本党の床次竹二郎が政友会の横田千之助に向かつて、八十余名の代議士を率いて政友会に復帰したいとする意向を告げていた（八八）。

しかし、この時点での政本同盟は実現しなかった。「憲政常道」の是非を争点として掲げ、党を分裂させてまで戦った相手と、数日のうちに合同することは、流石に不可能だったのである。

また、元老西園寺も予想外の選挙結果に戸惑っていた。西園寺は政友会の勝利を最も望ましく思っていたが、場合によっては与党である政友本党が勝利しても良いと考えていた^(八九)。だが総選挙の翌日、西園寺を訪ねた松本剛吉が「若し憲政会が第一党たるときは、政局及び人心の安定の爲め加藤高明子を後継首相に推さるゝこと当然ならん」と水を向けると、西園寺は何も応えず、他の話題をして松本の言葉を遮った^(九〇)。憲政会政権を回避したい西園寺は、「此の際清浦は辞する必要はないと思ふ」と述べて、内閣存続という最後の手段を試みていた^(九二)。

ところが、清浦首相自身は政権を継続する意思を持たなかった。総選挙当日、清浦は宮内大臣牧野伸顕を訪れて次のように述べている。

：最初御婚儀と選挙の公平が組閣の目的なりしを以て、結果も明瞭となりたる暁には相当の時機に桂冠の考えなるが：西公（西園寺）には内相（水野錬太郎）を以て委曲開陳させ置きたり：^(九三)

清浦は組閣当時から西園寺が「公平」な選挙を望んでいることを知っており、摂政宮の婚儀と「選挙の公平」を組閣の目的として考えていたと答えたのである。そして選挙後に護憲三派を切り崩し、政権居座りを図るべきだと主張する水野錬太郎内相に対しても、清浦は「政友本党第一党たらんも憲政会第一党たらんも自分は選挙終了後に於て引退するを可なりと思ふ」と述べ、「公（西園寺）の意見は能く諒したるも自分は何処までも此の際退く方が宜い」として辞任の意思を覆さなかった^(九三)。また、清浦首相の固い辞意に加えて、平田東助内大臣を

はじめとする政界の有力者も、加藤高明政権を止む無しとする方向に揃いつつあった。準与党として選挙戦を戦った政友本党の敗北を経て、なお清浦内閣が居座るのは議会運営上から見ても不可能な選択であった。

かくして西園寺も、五月十五日には清浦内閣の辞任を承認せざるを得なくなつた。「公平」な選挙を根拠に、政友会政権の成立を誘導するという西園寺の意図は、その「公平」さ故に最も望まざる憲政会政権を招いたのである。西園寺が可能だつたのは、退任する首相として加藤高明を後継首班に推挙したいと言ふ清浦の意思を拒絶し、最後の元老として自らの手元に首相奏薦権を残すことだけであつた^(九四)。こうして大正十三年六月十一日、組閣の本命を受けた憲政会総裁の加藤高明は首相に就任し、護憲三派内閣が成立する。これ以降、政友会の伝統的な「情意投合」路線は消滅し、元老西園寺の奏薦のもとで政党党首が交互に内閣を組織する「憲政常道」の時代が訪れる。

第二次護憲運動の結果、憲政会内閣の成立を見ることになつた小泉策太郎は、自身の日記に「政府不信任ノ解散、選挙ノ結果ニヨル政変ハ未曾有ノ事也 或ハ一進歩トモ謂フベシ^(九五)」と記しているが、選挙結果に基づく政権の移動は、まさに近代日本が始まって以来の樁事でもあつた。第二次護憲運動と護憲三派内閣の成立は、政友会の分裂と、元老西園寺の「公平な選挙」の実施という解決方針とによつて、予期せぬ形に決着した「政変」であつたが、このとき政友・憲政および革新倶楽部の三党が「政党内閣の確立」を「憲政常道」として旗印に掲げ、しかも誰の目にも明らかな勝利を収めたことは、「憲政常道」^(九六) Ⅱ 「政党内閣」の政界における定着を促進するという結果につながつたのである。

おわりに

本稿では、昭和初期に政党政治が確立される前提として、大正期における政友会・憲政会の二大政党による政治構想と、その変容を中心に分析を行い、「憲政の常道」の形成に深く関わった政治勢力の行動と主張、その背景について検討した。

第二次大隈内閣の辞職後、野党として成立した憲政会は、元老による首相推薦を批判し、政党政治の実現を主張して、それを「憲政の常道」と称した。これは常に反対勢力を有する政党に国内の「共同一致」を望めないとする「挙国一致」論に対抗するためのスローガンであった。だが「憲政常道」論に対する世論の反応は賛否あり、憲政会が自党の政権獲得のために唱えるものとしての見方が、根強く存在していた。

他方で、政友会総裁として強力な政治指導を発揮し、政友会を政権担当可能な勢力に発展させたのは原敬であった。原の政治構想は明確であった。原は、多数党としての地位への復帰を強く志向し、さらに政権選択の鍵を握る山県を始めとする元老、および官僚勢力に対して辛抱強くアプローチし、その信頼を得ることを最優先して、党勢の拡張に結びつけた。しかし原の意図は、単なる官僚との提携に留まるものではなかった。念願の政権を奪取し、官僚勢力と対峙する状況となると、原の構想は、官僚との「情意投合」に基づく勢力分有方式を超えて、政友会による政界の統合を進める「政界縦断」へと発展した。原は、貴族院研究会との提携を進め、陸軍や司法界に支持者を得て意思を疎通し、官任用制度を改定して、分立状態にあった政界における政友会の主導権を確立した。原内閣による外交方針の一新も、積極政策の推進も、この久しく得られなかった強固な政治的安定のも

党内閣」が連続することの意義よりも、政友会と官僚との政権授受を優先するものであったことは容易に理解できる。しかし、この「政界縦断」構想が仮に完成したならば、他の官僚勢力の支援を望み得ない反対党は、もはや政友会と同等の条件で政権を争うことはできないであろう。すなわち、原の究極的な政党政権構想は、同等の条件で政党間の競合が行われる二大政党制よりも、政友会の優位を常態化した「一党優位体制」とみなすべきものであった。したがって、原が長期的に議席変動に伴う政権交代を想定していたとしても、憲政会が主張する「憲政常道（両党迭立）」論に従って、議席変動が無いにも拘わらず野党に政権を譲渡することは、原が政友会総裁として健在である限り、承認し得ない現象であった。これらのことから、原が自らの「政界縦断」構想と矛盾する二大政党制の実現を、究極の長期目標と考えていたと断じることができないのである。

さて、しかしながら原の構想は、原の手によって一定の道筋を付けられながらも、確たるものにはならなかった。原が死去し、政友会の統制が崩れたときに、「政界縦断」もまた、政権構想としての価値を大きく損じていったのである。原の死後も、「政界縦断」の実現を理想としていた政治家は存在していた。西園寺公望は、疑いなくその一人であった。西園寺は政権交代を初めとする政治構想を、存命中の原と最もよく語り合い、かつ共有していた。政友会を唯一の国家的政党と考え、原の「政界縦断」を是とした西園寺が「憲政常道は分からぬ議論」と言うのは、むしろ当然のことであった。

ところが原内閣において本格的政党政権が出現し、かつ高橋内閣が崩壊したことを受けて、新聞や各メディアの論調は、憲政会の唱える「憲政常道」論の是非について大きく取り上げるようになっていた。かつて大隈内閣倒壊時の「憲政常道」論は、憲政会自身に利するための説として受け取られていた。同趣旨の論調は高橋内閣の

後継論議にも見られるが、このときの主たる論点は「政党内閣」を連続させることの是非であった。それに伴って、当初は「退任首相の推挙」（すなわち元老権力の排除）をうたっていた「憲政常道」論の内容も、「政党内閣」の連続、および第二党への政権譲渡（二大政党制を前提とすれば「両党迭立」方式に等しい）へと重点が移されていった。さらに議論の中では、石橋湛山のように、政党内閣の連続に価値を置いて憲政会の主張を是認するものもあれば、田川大吉郎のように選挙結果を反映しない政権交代を批判するものもあつた。政党を中心とする新しい時代の政権交代方式が、公に広く論議されるようになったのである。

さらに一定の理解を得始めた「憲政常道」論に、政友会が接近を始めたことは、ひとつの転機であつた。すなわち、加藤友三郎内閣の後継を主張する憲政会に対抗して、政友会は多数党が政権を担うべきとする議論を「憲政常道」と唱え、政権獲得の正統性とし始めたのである。だが成立した第二次山本内閣が「挙国一致」を掲げ、既成の二大政党への挑戦を試みたことは、政友会の伝統を重んじる西園寺の意図にもかかわらず、政友会・憲政会にとって「憲政常道」に対する正面からの挑戦として受け取られた。わずか四ヶ月の山本内閣下に、両党の提携が「憲政常道」を旗印として進んだことよつて、清浦内閣という「情意投合」路線を可能とする政権が誕生したにもかかわらず、政友会は「情意投合」と「憲政常道」という、二つの路線に分裂せざるを得なかつたのである。

だがこれらの経緯は、裏を返せば憲政会の結党以来、野党の論理として唱えられてきた「憲政常道」論は、第一党である政友会が実力を保持し、官僚閥との提携を維持している限り、実現不能な構想であつたということでもある。第二次護憲運動による政友会の分裂と、それに伴つて起きた政友会の「憲政常道」論への転換、そして

護憲三派の勝利によって、これまで憲政会によって広められてきた「憲政常道」論は、初めてその「正統性」を強め、実現の可能性を帯びることになったのである。

そして、そのことは二つの問題点を含んでいた。一つには、「憲政常道」論の選択とは、原死後の政友会が統率を失い、政党の基盤を強化する「政界縦断」構想の実行が不可能になったことを受けて行われた点である。一九二四年の護憲三派内閣は、原が意図していたように、政党が自らの組織を改良し、政界全体への影響力を強めた結果として成立したわけではない、ということである。世論の反発を受けた貴族院は弱体化したが、枢密院や軍部などの政治勢力は、政党組織に対して依然距離を有したままであった。もう一つは、政友会と憲政会がともに唱えたことで、「憲政常道」論はこれ以降の支配的言説となり得たが、その内容は、多数党による政権獲得のルールでも、二党間による政権譲渡でもなく、単に「政党内閣の連続」という以上の意味を持ち得なかったことである。すなわち第二次護憲運動は政党内閣の成立をもたらしたが、これによって政党の政権交代の基準についての明確な共通認識が政党間に形成されたわけではなく、むしろその点を棚上げすることによって、護憲運動は成立していたのである。

政党の時代における新たなルールの確立は、政党政治の現実の運用如何にかかっていた。だが、政権交代の基準が未確定のままに、「政党内閣の連続」だけを意味する「憲政の常道」をレジティマシー (legitimacy) とした政党政治の時代が到来したことは、政党間における飽くなき政権争奪戦を発生させる事態を招いた。そして政党間の激しい競合を保持したまま、政党内閣が非政党勢力と厳しい交渉を余儀なくされたとき、確立したかに見えるた政党政治の基盤は、政党自らによって掘り崩されてゆくのである。

〔付記〕 本稿は、平成二〇・二二年度文科省科学研究費補助金（若手研究（B））による成果の一部である。

注

- (一) 三谷太一郎『日本政党政治の形成―原敬の政治指導の展開』東京大学出版会、一九六七、増補一九九五。升味準之輔『日本政党史論』第四卷、東京大学出版会、一九六八。テツオ・ナジタ『原敬―政治技術の巨匠』読売新聞社、一九七四。川田稔『原敬転換期の構想―国際社会と日本』未來社、一九九五。
- 同『原敬と山県有朋』中公新書、一九九八。山本四郎『評伝原敬』上下、東京創元社、一九九七。玉井清『原敬と立憲政友会』慶應義塾大学出版会、一九九九。
- (二) 前掲ナジタ書、二二頁。ナジタ氏の見解は、二大政党制を多党制よりも優位に置くものでは必ずしもない（同書二八六頁）が、原の強力な政治指導に伴う政友会の発展こそが「反政友連合の成長」を促進し、「結果として日本の政治を二大政党制に導く軌道を敷設した（同書二七二頁）」とする視点は一貫している。
- (三) たとえば近年、加藤高明の政治動向を明らかにした奈良岡總智氏は、「原は、憲政会の政権担当能力を評価しておらず、近い将来に政権を渡すことは想定していなかったものの、究極的には二大政党制を志向していたのである」と位置づけ、原の政治構想を長期的には二大政党制を展望したものと解釈した。それは原が小選挙区制の導入によって「山県が期待する第三党構想を潰す底意」を有しており、そのこ

とは「取りも直さず二大政党制に向かうことを意味する」といった理由によるものである（奈良岡聰智『加藤高明と政党政治』山川出版社、二〇〇六、二〇八頁）。

(四) 前掲三谷（増補）書、九九頁。

(五) 岩壁義光・広瀬順皓編『影印原敬日記』（北泉社、一九九八、以下『原敬日記』）大正九年六月三十日条。

(六) 前掲三谷、升味、川田書など。

(七) 「政界縦断」とは、元来は元老（伊藤博文など）と政党（自由党・憲政党など）の提携関係を指して使用された言葉であるが、本稿では原敬総裁時代の政友会による、諸政治勢力（元老をはじめ、貴族院、軍部、宮中、枢密院、司法・内務などの官僚機構）への影響力行使を踏まえて、衆議院を基盤とする政党が、政界全体の主導権を掌握しようとする構想を指すものとする。

(八) この疑問については、すでに櫻井良樹氏が指摘しているところである（櫻井良樹「書評『加藤高明と政党政治』『日本史研究』五四四号、二〇〇七年二月）。

(九) 石上良平『政党史論原敬歿後』（中央公論社、一九六〇）。伊藤之雄『大正デモクラシーと政党政治』（山川出版社、一九八七）、村井良太『政党内閣制の成立』（有斐閣、二〇〇五）。

(一〇) 季武嘉也『大正期の政治構造』（吉川弘文館、一九九八）。

(一一) 清水唯一朗『政党と官僚の近代』（藤原書店、二〇〇七）。

(一二) 寺内内閣と憲政会の成立に関しては、山本四郎「一九一六年政変の考察」（『日本歴史』三八八号、一九八〇）、季武嘉也「大正五年の大隈後継内閣問題」（『日本歴史』四一三号、一九八二、前掲季武書所収）、

高橋秀直「寺内内閣成立期の政治状況」（『日本歴史』四三四号、一九八四）、北岡伸一「政党内閣確立過程における立憲同志会・憲政会（下）」（『立教法学』二五号、一九八五）、勝田政治「第二次大隈内閣と憲政会の成立」（『早稲田大学史紀要』二一号、一九八九）、内藤一成「大正五年大隈後継政権問題をめぐる貴族院及び諸勢力の動向」（『史学雑誌』一〇六巻二号、一九九七、同『貴族院と立憲政治』（思文閣出版、二〇〇五）所収）、奈良岡聰智「加藤高明の政治指導と憲政会の創立（一）・（二）」（『法学論叢』第一五一巻二号、第一五二巻一号、二〇〇二、前掲奈良岡書所収）などの研究が存在する。本稿では詳細な組閣過程は先行研究に譲り、政治的な言説を中心に扱うことにする。

（二三）「大隈重信宛山縣有朋書翰」（伊藤隆編『大正初期山縣有朋談話筆記／政変思出草』山川出版社、一九八一、以下『思出草』、一一〇頁）。

（二四）山本四郎編『第二次大隈内閣関係史料』（京都女子大学、一九七九、一五三頁）には、元老連が英国を例に「反対党ノ有力ナル人ヲサエ入閣サセ」る「挙国一致」の様子を羨ましく語り、加藤の手腕を批判している様子が窺える。

（二五）『思出草』一〇九頁。

（二六）『原敬関係文書』には、この時の大隈と寺内の遣り取りを示す史料が残されている。大略は以下の通り。「（大隈）…後継内閣は現政府の与党と提携し其政策を踏襲せざれば円満に政局を收拾し能はざる虞れあるが故に貴下（寺内）と加藤男（高明）と連立して内閣を組織せられたし…（寺内）…今や世界の大戦に参加し国論一致以て国勢を振張すべきの時に際するを以て或一党を味方とし或一党を敵とし益々国内

の政争を助長せしむる如き措置は絶対に之を排除せざる可からずと信ずるものにして宜しく貴衆両院を通じて各派の有力者を網羅し挙国一致の実を挙ぐるの方針を以て内閣を組織するを至当なりと考ふと述べ：」（『原敬関係文書』第十卷、日本放送出版協会、一九八八、四六九頁）。該当すると思われる「寺内正毅日記」の記述には、「参内、元帥府に列せられた礼と朝鮮情況報告、帰途大隈訪問、内閣引受、加藤と連立その他。大体諾、ただし連立には反対し挙国一致論を述べる」とある（『寺内正毅日記』大正五年七月六日条、『寺内正毅内閣関係史料（上）』京都女子大学、一九八五）。

(二七) 『大隈重信関係文書』第二卷（早稲田大学大学史資料センター編、みずす書房、二〇〇五）一八五頁。

(二八) 『時事新報』大正五年一〇月五日付。

(二九) 「迭」は「交互にかわりあう」という意味をもつ。のち昭和期二大政党の政権交代を「憲政の常道」と呼び、これを「内閣が総辞職した場合、衆議院の第二党である野党に政権を移す」とする定義が一般的である（粟屋健太郎『昭和の政党』小学館、一九八三、四六頁。同文庫版、一九八八、四〇頁を参照）。だが、本稿でも触れるように、同時代のなかで主張された「憲政常道」は多義的である。そこで本稿では、一般的に「憲政常道」とされる右の政権交代方式を「両党迭立」または「憲政常道（両党迭立）」と呼び、文脈ごとの意味を明確に示すことにする。

(二〇) 『原敬日記』大正五年一月五日条。

(二一) 伊藤正徳編『加藤高明』下巻（加藤伯伝記編纂委員会、一九二九）二四二頁。もちろん「憲政常道」という単語は、この加藤の演説を嚆矢とするわけではない。例えば、第一次護憲運動の際、「憲政」に付

随する修飾語の一として用いられた「憲政常道」という使用例は、新聞紙上などに散見することができる（『大阪朝日新聞』大正元年二月二十五日付）。しかし、第一次護憲運動における「憲政常道」は使用例も少なく、あくまで「憲政擁護」「閥族打破」という高名なスローガンの付属的な扱いであり、内容的にも広く「政党」を軽視するべきではない、といった意味で用いられているに過ぎない。「憲政常道」論を生み出したのは加藤では無いにしろ、それを「政党内閣」の主張に転化し、更なる意味を付加した上で、これを全国的な規模で人口に膾炙させたのは、加藤を総裁とする憲政会と考えることができる。

(二二) 『大阪朝日新聞』大正五年一月六日付。

(二三) 『大阪朝日新聞』大正五年一月五日付。

(二四) 『國民新聞』大正五年一月一日付。

(二五) 『時事新報』大正五年一月四日付。

(二六) 吉野作造「寺内内閣の出現に対する儼正批判」（『中央公論』大正五年一月月号）。

(二七) 伊藤之雄「元老の形成と変遷に関する若干の考察」（『史林』六〇巻二号、一九七〇）。

(二八) 『原敬日記』大正四年八月一八日条。

(二九) 『原敬日記』大正五年十月一日条。

(三〇) 『原敬日記』大正七年四月二日条。

(三一) 『加藤高明』下巻、二九三〜二九七頁。『憲政会史』下巻（憲政会史編纂所、一九二六）一三二頁。

- (三二) 『原敬日記』 大正七年八月三日条。
- (三三) 『原敬日記』 大正七年十月六日条。
- (三四) 『原敬日記』 大正七年九月二六日条。
- (三五) 『原敬日記』 大正九年六月三〇日条。
- (三六) 『原敬日記』 大正一〇年四月四日条。
- (三七) 当時政友会に所属していた桜内幸雄によれば、西園寺と原はともに「情意投合」論者であり、政友会と貴族院内閣の政権交代を「憲政の常道」と認識していたという（桜内幸雄『蒼天一夕談』蒼天社、一九五二、九九〜一〇〇頁）。この内容は、原の考慮していた政権交代方式と合致している意味で重要な回顧談である。すなわち、衆議院と貴族院の会派による政権交代も「憲政」に則ったものであり、必ずしも政党間での交代を必要としないという認識である。前掲村井書、四六〜四八頁を参照。
- (三八) 『原敬日記』 大正七年八月二〇日・九月二五日条。なお、原が多数党の創出に拘り、普選反対を争点として解散したことに對しては、坂野潤治氏の批判がある（「平民宰相原敬一九二〇年の誤算」『中央公論』昭和六〇年七月号、二三九〜二四八頁）。坂野氏の見解は、同時代の普選推進論に近い立場を取っているが、筆者は現在明らかとなっている原の政治構想全体を踏まえた評価が必要であると考ええる。
- (三九) 『原敬日記』 大正三年三月三十一日条。
- (四〇) 前掲三谷書、一四四〜一四六頁。
- (四一) 『原敬日記』 大正一〇年六月六日条。

- (四二) 『原敬日記』 大正九年二月一七日条。
- (四三) 前掲川田『原敬転換期の構想』二二一〜二二〇頁。また、文官任用令改正の意義について、前掲清水書、二〇〇〜二〇八頁を参照。
- (四四) 『読売新聞』 大正一一年六月五日付。
- (四五) 『大阪毎日新聞』 大正一一年六月六日付。
- (四六) 『大阪朝日新聞』 大正一一年六月七日付。
- (四七) 『松方家文書』(『松方正義関係文書』第十七卷、大東文化大学東洋研究所、一九九五) 三四〇〜三四一頁。「牧野伸顕関係文書」 九七、国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (四八) 岡義武・林茂校訂『大正デモクラシー期の政治―松本剛吉政治日誌―』(岩波書店、一九五九、以下『松本日誌』) 大正一一年六月七日条。
- (四九) 『松本日誌』 大正一一年六月二日条。
- (五〇) 『松本日誌』 大正一一年三月二九日条。
- (五一) 『原敬日記』 大正九年六月三〇日条。原の日記を読めば、政友会総裁となった原は、政権授受に関する事項などの高度な政治情報については、常に西園寺と意見交換を行っていたことが分かる。
- (五二) 『松本日誌』 大正一一年三月二八日、四月二二日条。
- (五三) 『松本日誌』 大正一一年六月七日条。
- (五四) 『松本日誌』 大正一一年五月五日条。

(五五) 『松本日誌』大正十一年五月六日条。

(五六) 『松本日誌』大正十一年六月四日条。また西園寺は、伊東巳代治、後藤新平、清浦奎吾、犬養毅らが「政変の場合は枢密院に御諮詢になるやうに」企てていると言う話を聞きつけて、「怪しからん事だ」と憤っている。大正後半期の西園寺は、首班奏薦権について専ら元老が荷うべきとする考えを強固に持っていたと思われる。

(五七) 『思出草』一五二〜三頁。

(五八) 『松本日誌』大正十二年六月一日条。

(五九) 大正政変以前の「情意投合」は「桂園時代」と、この時期における「情意投合」路線を区別するものとして、坂野潤治氏は、前者が政友会と官僚との緊張関係の上に成り立っている一方で、後者はその利害まで基本的に同じくするものであったと指摘している（『政党政治の確立』、『講座日本歴史9』東京大学出版会、一九八五）。このことに関して、本稿の主張は以下の通りである。①「情意投合」が崩壊し、原内閣のもとで政友会が優勢となった時点で、官僚閣との「情意投合」は政友会の意志を優先する「政界縦断」へと発展した。②だが、原の死去に伴い、政友会による他政治勢力の統御が喪失しつつある段階で「政界縦断」構想は崩壊し、官僚閣の政権とその主体性を容認する「情意投合」へと再び逆転した。③政友会と官僚閣はともに勢力を弱めつつあったが、政権をめぐる緊張関係は持続しており、その利害もまた完全に一致したものではない。以上のことから、本稿では桂園時代の「情意投合」と、大正後半期の「情意投合」に差異を認めつつも、両者の提携関係のあり方に注目し、用語上は特別の区別を設け

ないことにする。

- (六〇) 「変態内閣ノ出現ニ付憲政ノ本義ヲ明ニス」(『河野広中文書』一五八、国立国会図書館憲政資料室蔵)。
- (六一) 田川大吉郎「憲政の基調を缺く」(『太陽』二八卷七号)。
- (六二) 石橋湛山「所謂憲政常道論の意義」(『東洋経済新報』大正一一年七月一日付)。
- (六三) 吉野作造「最近政変批判」(『中央公論』大正一一年七月号)。
- (六四) 吉野作造「高橋内閣瓦解のあと」(『中央公論』大正一一年四月号)。
- (六五) 『松本日誌』大正一二年九月二日条。
- (六六) 「戸惑ひせる憲政常道論」(『東京日々新聞』大正一二年八月二六日付)。
- (六七) 『松本日誌』大正一二年八月三一日条。
- (六八) 伊藤隆・広瀬順皓編『牧野伸顕日記』(中央公論社、一九九〇、以下『牧野日記』)大正一二年八月一七日条。
- (六九) 鳥海靖「原内閣崩壊後における『挙国一致内閣』路線の展開と挫折」(『東京大学教養学部人文科学科紀要54・歴史と文化X』一九七二)。
- (七〇) 後藤新平「国民内閣説」(『後藤新平関係文書』後藤新平記念館蔵)。前掲鳥海論文参照。
- (七一) 後藤による震災復興計画の展開および政局との関係については、拙稿「関東大震災後の都市計画と政治」(『大正イマジユリ』第四号、二〇〇九)、後藤新平研究会『震災復興・後藤新平の一二〇日』(藤原書店、二〇一一)、筒井清忠『帝都復興の時代』(中公選書、二〇一一)などを参照。

- (七二) 吉野作造「憲政常道論と山本内閣の使命」(『中央公論』大正一二年一〇月号)。
- (七三) 松尾尊兌『普通選挙制度成立史の研究』(岩波書店、一九八九)二六四〜二七一頁。
- (七四) 前掲松尾書(二八〇〜二八三頁)、前掲筒井書(三五〜四〇頁)などによれば、新党樹立に向けた活動は後藤と同じく立憲同志会の結党に参画しながら脱会した大石正巳を中心に、憲政会の下岡忠治・小泉又二郎、革新倶楽部の関直彦・大竹貫一らが参加していた。
- (七五) 松尾前掲書、二八〇頁。
- (七六) 松尾前掲書、二八一〜二八三頁。
- (七七) 三浦観樹『観樹將軍回顧録』(政教社、一九二五)五四六〜五四七頁。
- (七八) 『第二次護憲運動秘史』二〇〜二二頁、前掲『憲政会史』所収。
- (七九) 『松本日誌』大正一三年一月六日条。
- (八〇) 『加藤内閣成立の顛末』(『松本日誌』大正一三年六月九日条)。
- (八一) 西園寺は後年、次のように語っている。「山本権兵衛ノ後ニ清浦ヲ推薦セシハ余固ヨリ其不可ヲ知ル、但シ清浦久シク首相ノ器トシテ一部ノ者ニ囑望サル、コレヲヤラセレバ種切ナリ、恰力モ総選挙ノ時モ迫リ居ル、官僚首相ノ故、選挙ノ結果ヲ見テ多数党ノ首相ニ大命下ル順序トナサント欲セシナリ、当时此真意ヲ横田ニハ語りタリ、彼モ同意ナリキ、只、西園寺ガカ、ル意見ナリシコトヲ彼発表スル機会ナクシテ夭セル也……」(『小泉策太郎日記』大正一五年四月一四日条、「小泉策太郎関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵)。

(八二) 床次竹二郎「政友本党臨時大会演説」(前田蓮山編『床次竹二郎傳』床次竹二郎傳記刊行会、一九三九、七九二〜三頁)。

(八三) 横田千之助「此の昏盲の闇を滅せよ」(『改造』大正一二年三月号)。

(八四) 石田秀人『快男児横田千之助』(新氣運社、一九三〇)二二八〜九頁。

(八五) 前掲伊藤書『大正デモクラシーと政党政治』一六一頁。

(八六) 有馬学『「国際化」の中の帝国日本』(中央公論新社、一九九九)二四七〜八頁。

(八七) 小泉策太郎『懐往時談』(中央公論社、一九三五)一二七〜九頁。

(八八) 「加藤内閣成立の顛末」(『松本日誌』三一七頁)。

(八九) 西園寺は選挙結果を見て「憲政会が第一党になつたなあ」と笑い、「何処の国でも政府を握れば選挙干渉位はやるのが当たり前のことだ、此政府ののろまさ加減、特に山本、床次、水野と来たら話にならないなあ」と述べたという(『松本日誌』大正一三年五月一五日条)。また、三派提携の斡旋人であった三浦梧楼は、「西園寺(公望)は…政友会員に面会すれば三派連合を称し、政友本党員に逢へは本党を称し、何等の定見もなく、元老の資格なし」と述べて、二股をかける西園寺の態度を批判したという(『倉富勇三郎日記』大正十三年四月十三日条、「倉富勇三郎関係文書」国立国会図書館憲政資料室蔵)。

(九〇) 『松本日誌』大正一三年五月一三日条。

(九一) 「清浦内閣総辞職ノ経過顛末」(水野鍊太郎関係文書)国立国会図書館憲政資料室蔵、尚友倶楽部・西尾林太郎編『水野鍊太郎回想録・関係文書』山川出版社、一九九九、二〇三頁)。

(九二) 『牧野日記』大正一三年五月一〇日条。

(九三) 前掲「清浦内閣総辞職ノ経過顛末」。

(九四) 「加藤内閣成立の顛末」(『松本日誌』大正一三年六月九日条)。

(九五) 前掲「小泉策太郎日記」、日付はないが、前後より大正一三年五月一八日条と推測される。